

別府大学看護学部設置の
趣旨等を記載した書類

学校法人別府大学

別府大学看護学部設置の趣旨等を記載した書類

目 次

第1	設置の趣旨及び必要性.....	5
1	別府大学の概要及び別府医療センターとの連携協定の経緯等.....	5
2	別府大学に看護学部を設置する理由及び必要性.....	6
3	養成する人材像と3ポリシー.....	13
4	研究対象とする中心的な学問分野.....	16
第2	学部・学科等の特色.....	16
1	4年間を通したシミュレーション教育による臨床判断能力と自ら学ぶ力の育成 ..	17
2	別府医療センターとの連携による高度な実践的教育.....	17
3	リベラルアーツ教育の基盤及び他学部との連携.....	18
4	地域貢献および温泉資源を活用した教育・研究の活性化.....	18
第3	学部・学科等の名称及び学位の名称.....	19
1	学部・学科の名称.....	19
2	学位の名称	19
第4	教育課程の編成の考え方及び特色.....	19
1	教育課程の編成の考え方.....	19
2	主要授業科目を設定する考え方.....	27
3	単位時間の設定の考え方.....	27
第5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件.....	27
1	教育方法の特長.....	27
2	授業形態別にみた教育方法.....	28
3	履修指導方法	29
4	卒業要件	31
第6	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	32
1	実施場所	32
2	実施方法	32
3	学則における規定.....	32
4	実施方法が告示の要件を満たすものであることの説明.....	32
第7	実習の具体的計画.....	33
1	実習の目的	33
2	実習先の確保の状況.....	34
3	実習先との契約内容.....	36
4	実習水準の確保の方策.....	36
5	実習先との連携体制.....	38

6	実習前の準備状況（感染予防策・保険等の加入状況）	39
7	事前・事後における指導計画	39
8	教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	40
9	実習施設における指導者の配置計画	40
10	成績評価体制及び単位認定方法	40
11	その他特記事項	41
第8	海外研修の学外実習を実施する場合の具体的計画	41
1	研修先の確保の状況	41
2	研修先との連携体制	41
3	成績評価体制及び単位認定方法	42
4	その他特記事項	42
第9	取得可能な資格	42
1	看護学部で取得可能な資格	42
第10	入学者選抜の概要	42
1	入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）	42
2	入学試験の区分、募集人員、受験資格、選抜方法	43
第11	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	46
1	教員組織の編制	46
2	教員配置と科目担当	47
3	教員の職位・保有学位及び年齢構成	47
4	教員組織の継続性	48
5	教員の配置と研究室	49
第12	研究の実施についての考え方、体制、取組	49
1	研究の実施体制	49
第13	施設、設備等の整備計画	50
1	校地、運動場の整備計画	50
2	校舎等施設の整備計画	52
3	図書等の資料及び図書館の整備計画	55
第14	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	56
1	学生への配慮	56
2	基幹教員の配置と配慮	56
3	校地間移動への配慮	57
4	施設設備等の配慮	57
第15	管理運営	57
1	教学面における管理運営の体制	57
2	本学の教授会以外の教学面の運営に関する委員会	58

3	本学部の運営組織.....	59
第16	自己点検・評価.....	60
1	自己点検・評価の実施方法、実施体制、評価項目等.....	60
2	自己点検・評価の結果の活用・公表.....	61
第17	情報の公表.....	62
1	情報公表の方針、内容、方法等.....	62
2	主な公開情報の内容.....	62
3	掲載ホームページのアドレス.....	64
第18	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等.....	64
1	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画	64
2	大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組	65
第19	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制.....	66
1	社会的・職業的自立に関する取組.....	66

第1 設置の趣旨及び必要性

1 別府大学の概要及び別府医療センターとの連携協定の経緯等

1) 別府大学の概要

別府大学（以下「本学」）とその設置母体である学校法人別府大学の歴史は、明治41年に豊州女学校が開設されたときに始まる。豊州女学校は、昭和14年に豊州高等女学校に昇格し、戦後間もない昭和21年には、豊州高等女学校を母体に別府女学院（昭和22年に旧制の別府女子専門学校として認可）が創設された。このとき創設者の佐藤義詮が第1期入学生に示した建学の精神「真理はわれらを自由にする（VERITAS LIBERAT）」は、思想や学問の自由が封じられた戦前のような時代が二度と来ないよう、真理を希求し自由を愛する自立した若者を育てたいという願いが込められている。その後、別府女子専門学校は、新制の大学制度の発足とともに、昭和25年に別府女子大学（国文科・英文科の2学科）となり、昭和29年には別府大学へと名称を改め、男女共学となった。このように本学は、大分県で初めての私立大学であり、九州でも有数の歴史と伝統を持つ私立大学である。また、本学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」のもとに、専門分野の学問研究だけでなく、人間形成を重視し、深い教養に基礎づけられた人間、よき社会人よき市民の育成を目指して教育を行ってきた。現在、本学は、文学部（国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科）、食物栄養科学部（食物栄養学科、発酵食品学科）、国際経営学部（国際経営学科）の3学部6学科と、大学院文学研究科（日本語・日本文学専攻、史学・文化財学専攻、臨床心理学専攻）、食物栄養科学研究科（食物栄養学専攻）の2研究科4専攻を擁する大学へと発展している。

また、本学には、看護と関連の深い学科や専攻として、食物栄養科学部食物栄養学科（管理栄養士養成課程）、文学部人間関係学科（社会福祉士、精神保健福祉士養成課程）及び大学院文学研究科臨床心理学専攻（公認心理師養成課程）があり、看護学部（以下「本学部」）を開設した場合、他学部との連携協力を取る事ができる環境を有している。また本学は、令和4(2022)年3月まで2年課程の別府大学附属看護専門学校を併設していたが、入学者数が減少したこと等により閉校した経緯がある。

2) 別府医療センターとの連携協定の経緯等

今日の日本は超高齢化・少子化社会となり、この波は今後一層加速すると言われている。さらに、人々の健康志向や権利意識が高まり、医療の場でも自らの診療に参画することができるようなサービスを求めるようになった。このような社会の要請に対応するためには、成熟した人間性と高い看護実践力や生涯学習力を身につけ、医療の高度化や地域・在宅包括ケアに応えることができる質の高い看護職者を養成することが必要である。

一方で、大分県では、看護職員の不足が見込まれているにもかかわらず、看護師養成校や入学定員数がここ数年で大きく減少している。また、看護系大学の数が他県に比べて少なく、看護師をめざす多くの若者が県外に進学する状況となっており、県内の看護師養成体制を充実させることが重要な課題となっていた。

このような中、別府市亀川にある独立行政法人国立病院機構別府医療センター（以下「別府医療センター」）が、敷地内にある別府医療センター附属大分中央看護学校（看護師学校3年課程）について、令和5（2023）年度以降の新入学生の学生募集を停止し、令和6年度末をもって廃止することを令和3年3月に公表し、さらに「大分中央看護学校は、現在、3年の修学年限で看護師の養成を行っている。しかし、（中略）今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応出来る看護師を養成するためには、現在の修業年限では困難な面がある。このため、看護系大学（看護学部の新設を含む）との連携を行うことで、医療の質の向上に貢献できる人材の養成、

確保を図っていきたい」との趣旨から、「別府医療センター敷地内の建物（校舎等）を活用し、看護系大学を設置・運営する学校法人の公募」を令和4年1月に開始した。

学校法人別府大学は、別府医療センター附属大分中央看護学校の廃止は大分県の看護師養成にとって大きな損失であり、また本学の教育資源を有効に活用することによって質の高い看護師養成が可能になると考え、別府医療センターの実施した公募事業に応募し、令和4年11月に事業者に採択された。そして、「独立行政法人国立病院機構別府医療センターと学校法人別府大学との看護学部設置・運営に関する包括連携協定」【資料1】を締結した。本学が同大分中央看護学校の役割を継承して新たに看護学部を設置することに対しては、地元自治体の大分県、別府市、並びに大分県看護協会からも大きな期待が寄せられており、看護学部の早期開設が強く要請【資料2】されている。

以上の背景や経緯のもと、学校法人別府大学は、別府医療センターと連携し、同大分中央看護学校の建物及び敷地を借用し、また、新たに新校舎を建設して、別府大学看護学部看護学科を設置することとした。今後、別府医療センターをはじめ県内の病院、保健医療施設、行政機関等と協力し、地域医療に取り組む質の高い看護師の養成を行い、教育・研究の一層の進展と地域社会への貢献に取り組む所存である。

【資料1】別府医療センターとの看護学部設置・運営に関する包括連携協定書（写）

【資料2】大分県、別府市、大分県看護協会の別府大学看護学部設置要望書（写）

2 別府大学に看護学部を設置する理由及び必要性

大分県では、下記1)に述べるとおり、看護職員の需要に対して就業者数が不足すると見込まれている。一方で、2)～4)に述べるとおり、県内の看護師養成校や入学定員数がここ数年で大きく減少しており、県当局も看護師の養成体制に危機感を抱いている。そのうえ、もともと看護系大学の数が他県に比べて少なく、看護師をめざす多くの若者が県外に進学し人材流失を招いている状況があった。また、5)及び6)に述べるとおり、医療の高度化に対応し、地域医療課題に取り組む質の高い看護師・保健師を養成することは大分県においても重要な課題である。また、7)に述べるとおり、本学は別府医療センターと看護学部の設置・運営に関する包括連携協定を結び、同センターと実習や就職において協力を得られる状況にある。加えて、8)及び9)に述べるとおり、本学には看護学と関連の深い既存の学部学科があり、本学部と連携することによって双方に教育研究上のメリットが生まれるほか、これまで既存学部で培ってきた教養教育の基盤も生かすことができる。以上のような状況が、本学に新たな本学部を設置する理由であり、その必要性は高いと考えている。

1) 大分県の看護師の需要に対する供給不足

① 看護師の需要に対する就業者数の不足

急激な少子高齢化が進展していく中で、看護分野において全国的に人材不足が深刻化すると考えられている。

厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」の『中間とりまとめ（令和元年11月15日）』では、令和7年の看護職員の需要は全国で188万人～202万人と推計されている一方で、供給は175万人～182万人と見込まれており、6万人～27万人の看護職員の需給ギャップが生じると推計されている【資料3】。

大分県では、県の要望書【資料2】に記載されているとおり、疾病構造の変化、医療技術の進歩、在宅療養者の増加などを背景に、「看護に求められる役割や活躍の場はますます大きくなっており、本県では、看護師確保を最重要課題の一つと捉

え、各種施策に取り組んでいる」と述べたうえで、看護職員の数について、「団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年の需要見込みには未だ約1,000人不足して」と分析している。さらに、大分県福祉保健部医療政策課によると、令和2年末現在、業務従事者届による就業看護職員数は21,326人で、人口10万人あたり1,850.8人となっており全国平均を上回っているが、令和元年に推計した令和7年の看護職員の需要推計22,287人に対しては、961人不足している状況と推計している【表1】。この推計は、令和6年1月5日に県民意見の募集のために公表された「第8次大分県医療計画」(素案)【資料4】(234頁)にも掲載されている。

【資料3】医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会(中間とりまとめ)(概要)抜粋

【資料4】『第8次大分県医療計画(R6.1.5素案)』(抄)

【表1】大分県の就業看護職員数と需要推計 (各年度末現在)

年	平成28年	平成30年	令和2年	令和7年 需要推計
看護職員数	21,003人	21,154人	21,326人	22,287人
人口10万人対(大分県)	1,811.2人	1,896.3人	1,850.8人	—
人口10万人対(全国)	1,228.7人	1,275.6人	1,315.2人	—

出典：『第8次大分県医療計画(R6.1.5素案)』234頁

② 看護師の求人数に対する供給人数(求職者数)の不足

日本看護協会の2018年度から2022年度までの『中央ナースセンター事業報告書』によると、大分県内の看護師の過去5年の求人倍率は平均2.32倍である【表2】。この間、求人数と求職者数の差は、ほぼ800人から1,000人の間で推移している。このことから、県内の求人数は求職者数を上回っており、看護師の求職者数(供給数)が不足している現状がうかがえる。

【表2】大分県の看護師の求人倍率の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
求人数	1,345人	1,554人	1,463人	1,751人	1,897人	1,602人
求職者数	514人	543人	560人	910人	924人	688人
求人倍率	2.62倍	2.86倍	2.61倍	1.92倍	2.05倍	2.32倍

出典：『2018～2022中央ナースセンター事業報告書(日本看護協会)』

また、「設置構想についての採用意向アンケート調査」において、看護師の採用意向について「採用したい」との回答が241件(採用可能人数の合計で416人)あるなど、看護師の養成を期待する意向が示されており、需要を見込むことができる。

2) 大分県の看護師養成校(養成人数)の減少

大分県では、近年、看護師・准看護師養成校の廃止や入学定員の削減が相次ぎ、看護職養成体制の縮小、弱体化が危惧される状況となっている。

表3に示すとおり、大分県の看護師養成校は、平成30年度には13校、入学定員は705人であったが、令和5年度には11校、入学定員は540人にまで減少(入学定員数で約23%減少)している。看護職に求められる役割や活躍の場がますます大きくなる中、大分県の要望書【資料2】に記載されているように、看護職の養成校及び養成人数が減少していることへの危機感が県当局や関係者にあった。

【表 3】大分県の看護師養成校の減少状況

養成校種	平成 30 年度		令和 5 年度		廃止・募集停止校 (新設校)
	学校数	入学定員 (計)	学校数	入学定員 (計)	
大学	2 校	140 人	2 校	140 人	
看護師 3 年課程	2 校	130 人	2 校	90 人	大分中央看護学校 ▲80(別府医師会立 40)
高校・専攻科 一貫校	5 校	260 人	5 校	220 人	柳ヶ浦高校定員減▲40
看護師 2 年課程	4 校	175 人	2 校	90 人	別府医師会立▲45 別府大学附属▲40
計	13 校	705 人	11 校	540 人	

出典：大分県データ、各学校の公表資料、『看護学校便覧（医学書院）』

【資料 5】大分県内の看護師・准看護師養成校の入学定員の現状と推移
(H30 年度・R5 年度)

3) 大分県の看護師養成校（養成人数）の偏りと看護系大学の少なさ

大分県は、看護師養成校が減少していることの影響もあって、表 4 に示すとおり、県民人口に比して看護師養成校の入学定員数（養成人数）が少なく、もともと看護師養成校の構成（学校種ごとの入学定員の構成）にも偏りがあり、看護系大学が少ないという特徴がある。

具体的には、学校種別ごとの入学定員を人口 10 万人対比で全国比較すると、大分県の看護師養成校の入学定員は計 540 人で全国 35 位である。その内訳は、看護系大学の入学定員は計 140 人で全国 45 位、看護師 3 年課程の入学定員は 90 人で全国 46 位、大学・看護師 3 年課程を合わせた入学定員の合計は 230 人で全国 47 位と極めて少ない。一方、高校 5 年一貫校の入学定員は 220 人で全国 4 位、看護師 2 年課程の入学定員は 90 人で全国 15 位と比較的多い。このことは、大分県の看護師を養成する学校の構成が、全国と比較して、高校 5 年一貫校や看護師 2 年課程に偏り、高校卒業者を受け入れる看護系大学や看護師 3 年課程の養成校が少ないことを示している。大分県の看護師養成校（養成人数）が減少する中で、また、医療の高度化が進む中で、高等教育レベルの養成校を維持、充実させることは、大分県にとって重要な課題である。

【表 4】大分県の看護師養成校と入学定員の全国順位（令和 5 年度）

養成校種		学校数	入学定員 (計)	人口 10 万人対比 による全国順位
看護師養成校	大学	2 校	140 人	45 位
	看護師 3 年課程	2 校	90 人	46 位
	高校 5 年一貫校	5 校	220 人	4 位
	看護師 2 年課程	2 校	90 人	15 位
計		11 校	540 人	35 位

出典：『厚生労働省 2023 年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査をもとに作成。

(注)「人口 10 万人対比による全国順位」は、順位が低いほど都道府県人口 10 万人当たりの入学定員数が少ないことを示す。

【資料 6】看護師養成校の入学定員及び人口 10 万人対比等でみた入学定員数の都道府県順位（2023 年度）

4) 九州における看護系大学の地域的な偏りと看護人材の県外流失

これまで大分県における看護師養成校の減少について述べてきたが、ここでは九州エリアの看護系大学に限局して問題点を整理する。

表5に示す通り、令和5年度時点で、九州7県には31校の看護系大学があり、入学定員の合計は2,578人である。ここで、各県の看護系大学の入学定員が若年人口に見合った規模で存在するかを確かめるため、18歳人口1万人対比で入学定員数を全国比較すると、大分県は九州7県の中で看護系大学の入学定員が鹿児島県に次いで少なく、全国順位は43位である。入学定員が最も多いのは福岡県で、全国順位8位であり、九州の中では圧倒的な養成人数となっている。他の5県は34位から46位の間に位置しており、福岡県以外は看護系大学の入学定員が比較的少ないものと推察される。

九州内の看護系大学を学校数で確認すると、福岡県は16校（国1・公1・私14）、佐賀県は2校（国1・私1）、長崎県は3校（国1・公1・私1）、熊本県は3校（国1・私2）、大分県2校（国1、公1）、宮崎県は2校（国1・公1）、鹿児島県は3校（国1・私2）あり、特に福岡県に一極集中している。さらに私立の看護系大学20校は、その多くが福岡県（14校）に集中している。このほかの私立看護系大学は、佐賀県（1校）、長崎県（1校）、熊本県（2校）、鹿児島県（2校）に位置し、東九州の大分県と宮崎県は私立看護系大学の空白県となっている【資料7】。福岡以外の6県は、いずれも看護系大学が少ないが、その中でも特に東九州の大分県は看護系大学が少ないのが実情である。

【資料7】九州の看護師養成校（大学・短大・3年課程）の所在分布（令和5年度）

【表5】九州7県の看護師養成大学の入学定員の分析（令和5年度）

県名	大学数	入学定員 (計)	18歳人口	18歳人口 1万人対比 の入学定員	全国順位
福岡県	16校	1,448人	45,254人	320.0人	8位
佐賀県	2校	150人	8,077人	185.7人	34位
長崎県	3校	205人	12,136人	168.9人	37位
熊本県	3校	270人	16,154人	167.1人	38位
大分県	2校	140人	9,861人	142.0人	43位
宮崎県	2校	160人	10,144人	157.7人	40位
鹿児島県	3校	205人	15,086人	135.9人	46位
計	31校	2,578人	116,712人	220.9人	—

出典：大学数及び入学定員は『2023(令和5)年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査』（厚生労働省）、18歳人口は『リクルート進学総研マーケットレポート2023』（リクルート進学総研）による。

このように人口の割に看護系大学の少ない大分県では、看護系大学への進学を希望する高校卒業生の受け皿が限られ、大学で看護を学びたい者の多くが県外の大学に進学している。

本学の調査（高校からのヒアリング）では、令和元年度から令和4年度までの4年間の平均で78人が県外の看護系大学に進学し、専門学校までを含めると平均で年間148人が県外に進学している状況がうかがえる【表6】。

【表6】大分県内高校卒業生の看護系高等教育機関への進学状況（本学調査）

（単位：人）

	R2.3 卒業生		R3.3 卒業生		R4.3 卒業生		R5.3 卒業生		4年平均	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
国立大学	26	16	23	9	21	21	19	15	22	15
公立大学	50	17	43	11	50	25	59	11	51	16
私立大学	0	45	0	36	0	53	0	55	0	47
専門学校	99	73	96	51	88	70	69	83	88	69
小計	175	151	162	107	159	169	147	164	161	148
合計	326		269		328		311		309	

(注) 国立看護大学校（東京）は国立大学に含めてカウントした。

本学に看護学部を設置することができれば、東九州（大分県・宮崎県）唯一の看護系学部を有する私立大学となり、大分県から看護職を目指す人材の県外流出を防ぐことができ、看護系大学の少ない宮崎県、熊本県など近接県の看護系大学進学希望者の受け皿となり得ることも十分可能と考える。

5) 医療の高度化に対応した看護職養成の必要性

前述のように、大分県は、看護系大学が少なく、高卒の看護師志望者が県外に流失している。一方で、科学技術の進展などにより、医療の高度化・複雑化は日進月歩であり、これを支える高度な医療知識・看護技術を持った看護職を養成することは全国的に喫緊の課題となっている。さらに、看護職は、日々進化している医療・ケアに対応するため、生涯にわたって常に研鑽し続け、専門職業人として絶えず医療・ケアの知識・技能を更新し、看護実践能力を高めていくことが求められる。この状況は大分県においても変わりはない。

看護職の教育に関する声明（日本看護系大学協議会 HP）によれば、「学部課程を卒業した者に期待されるのは、専門職としての看護実践である。これは看護を科学的、理論的に捉えて遂行する能力である。具体的には、日々高度化する医療技術のもとでますます複雑になる患者や家族の多様なニーズを的確に捉えて対応できること、職場の看護チームのリーダーとして機能すること、看護チームが協力して課題を達成できるよう方向づける役割を担うことなどである。」と、学部における看護教育の意義が述べられている。

令和4年度の国のカリキュラム改正では、保健師助産師看護師学校養成指定規則における履修単位が97単位から102単位と増加し、さらに1単位当たりの時間数は弾力的に運用できるよう見直された。日本看護協会は、現行のカリキュラムも3年間ではすでに過密な状態で、そのしわ寄せとして1科目当たりの実習時間が20年前の約半分になっており、これからの看護師に必要な教育内容を追加するには、もはや3年間の修業年限では不可能と言いき、これからの社会・医療に対応できる看護師を養成できるよう、看護師基礎教育の4年制化の実現を目指すとしている（日本看護協会 HP「看護基礎教育の4年制化」の記載より）。

今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応出来る看護職を養成するためには、これに伴った教育の高度化も不可欠であり、大学の看護学部を新たに設置し、医療の質の向上に貢献できる人材の養成、確保を図っていくことが必要である。

6) 地域医療課題に取り組む質の高い看護師・保健師養成の必要性

「大分県医療計画（第8次）」（素案）【資料4】では、県の老年人口の割合は、令和4年の33.9%から令和27年に39.3%とさらに上昇すると予測されている。今後、高齢化の進展や慢性疾患中心の疾病構造の変化により、長期にわたる療養や介護を

必要とする高齢者が増加していく中で、これまでの「治す医療」から「治し、地域で支える医療」へ転換し、高齢者や慢性疾患患者ができるだけ住み慣れた地域や家庭において日常生活を送りながら療養・介護を受けることができるよう、在宅医療や介護サービス体制を充実することが求められる。

まさにソーシャルホスピタルと言われるように、医療提供が病院に限らず、多様な場での提供が可能となってきた状況下では、人々の健康維持・増進、疾病の予防または早期発見、診療および療養上の世話やリハビリテーション（または安らかな死へのケア）などのすべての過程に深く関わっている看護職の果たすべき役割は大きい。

大分県の看護職員就業状況を見ると、医療現場で必要とされる臨床実践能力と看護教育で習得する看護実践能力の間に乖離が生じており、新人看護職員の早期離職につながっていることや、看護職員の地域偏在のために、不足する地域での職員の負担が高くなり、離職につながっていることが課題とされている。

県内の病院では新型コロナなどへの対応で慢性的な人手不足が続く中、令和3年度の看護師の離職率が10.8%に上り、県看護協会によると、特に、産休や育休で職場を離れた20代や30代の女性看護師の復帰が進んでいない。

そこで、大分県では、「医療介護総合確保促進法に基づく大分県計画（令和5年1月）」において、「医療従事者等の確保・養成のための事業」の一つに「看護職員人材確保対策事業」が打ち出されている。事業内容は、県内外の看護学生を対象にした県内病院への就職を促進するイベントの開催、県外や県内就職率が低い県内の看護師等養成施設等の看護学生に対する修学資金の貸与等であり、これらの事業を通して看護職員数の増加を図り、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

このような地域医療課題に対応するため、入院医療から在宅医療・介護サービスまでそれぞれの機能を理解し、相互に連携して医療・ケアに当たることができる看護職を養成・確保することが急務である。加えて、これまで看護の人的資源と知識、経験の蓄積は医療機関に集中してきたが、これからは在宅医療・訪問看護の現場で高度な医療技術に対応した看護実践能力を有した看護職がより求められることとなる。本学は、地域医療支援病院である別府医療センターと協力し、このような医療ニーズに対応できる高度な看護実践能力を持った、地域の看護を牽引していける看護職を養成し、地域医療への貢献を目指していく。

一方で、地域住民の保健に重要な役割を担う保健師に関しては、保健師養成課程の規模を1学年定員で全国比較すると、大分県は70名（大分大学医学部看護学科60人、大分県立看護科学大学大学院10人）で、香川県の14名、宮崎県の20名等に次いで、全国42位という少なさである。また、大分県の保健師養成課程の1学年定員70人は、人口10万人対比では6.2人（全国33位）で、全国平均の7.2人を下回っている【資料6】。

「第8次大分県医療計画」（素案）【資料4】では、大分県内の保健師の就業者数は、人口10万人当たり69.0人で全国平均44.1人を上回っているが、前述のように養成校や養成人数は全国と比較して少なく、「多様化・複雑化する県民ニーズに対応できるよう質の高い保健師の養成と確保が必要」と述べられている。今後ますます地域包括ケアシステムの構築や大規模災害、感染症の発生等への対応が求められる状況下で、保健師の養成を充実させることが重要となっている。

また、「設置構想についての採用意向アンケート調査」において、保健師の採用意向について「採用したい」との回答が80件あるなど、保健師養成を期待する意向が示されており、需要を見込むことができる。

以上により、本学部は、看護師の養成に努めつつ、保健師についても、県内及び周

辺地域の需要並びに実習の受入れを含む教育環境の状況を考慮し、大分県福祉保健部と相談の上、2年終了時に保健師課程の履修を希望する者から16名を選抜し、養成することとした。

7) 別府医療センターとの連携

別府医療センターは、大正14年に海軍病院として創設され、戦後に国立別府病院となり、平成16年に独立行政法人国立病院機構別府医療センターに改組された、大分県の中核的な病院である。令和5年度現在で、病床数492床（一般452床・精神40床）、標榜診療科32科を擁し、大分県医療計画において「地域がん診療連携拠点病院」「地域周産期母子医療センター」「地域小児科センター」「大分DMAT」などに指定され、県の保健医療に重要な役割を果たしている。

前述のとおり、本学部は、別府医療センターが行った公募事業に採択されたことを基因として設置・運営するものであり、令和4年12月15日に締結した『独立行政法人国立病院機構別府医療センターと学校法人別府大学との看護学部設置・運営に関する包括連携協定書』【資料1】によって、質の高い看護職養成に向け、教育研究の相互支援、教職員の派遣及び研修交流、学生の実習などの連携協力を行う約束を同センターと交わしている。また、校舎についても、令和7年3月閉校予定の別府医療センター附属大分中央看護学校の建物を活用して設置する計画であり、別府医療センターとの連携は、本学部の運営において重要な要素をなしている。

なかでも、学生の病院実習に関して、別府医療センターは、これまでも大分中央看護学校の実習生を数多く受け入れてきた経験がある。本学には、この関係性を継承し、同一敷地内に隣接する別府医療センターにおいて、確かな協力体制のもと実習を実施することができる利点がある。

また、就職に関しては、大分中央看護学校の令和4年度卒業生の実績で、就職者89名のうち、別府医療センターに32名が就職し、大分県内の国立病院機構傘下の他の2病院（大分医療センター、西別府病院）に計18名が就職している。就職に関するこのような関係は、3病院から継続を期待しているとの言葉が寄せられており、学生にとって質の高い安定した病院に就職できる利点がある。

このように看護学部を運営するうえで、大分県の中核的な病院である別府医療センターとの連携協力関係は、大きな強みであると考えている。

8) 別府大学の既存の学部・学科との連携

本学は、医療や看護との関連が深い福祉、心理、食物栄養などの分野において教育研究を行う学科を擁している。文学部人間関係学科に社会福祉士、精神保健福祉士、大学院文学研究科臨床心理学専攻に公認心理師の各養成課程、食物栄養科学部食物栄養学科に管理栄養士養成課程を設置し、これまで各領域で活躍する人材を多く輩出してきた経験と実績があり、大分県内随所においてすでに多数の卒業生が活躍している。

この教育環境を十分に生かし、本学部では、地域包括ケア・地域共生社会の実現に向けて、本学独自の医療、保健・栄養、福祉の多職種連携教育プログラムを編成することが可能である。具体的には、各学科における専門知識・技術を修得した後の資格取得前教育の総仕上げとして4年次に3学科共通科目の「災害支援チーム医療論」を配置し、医師、看護師、保健師、助産師、社会福祉士、公認心理師、管理栄養士有資格者の教員、さらには別府医療センターの専門スタッフ、県内の各職域で活躍する卒業生にもゲストスピーカーとして協力を得て、各職域からの視点による多職種連携に関する授業を導入する。それにより、異なる学科に属する学生が相互に、保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の尊重とその役割を理解し、保健医療福祉に関わる様々な人々との連携協働を学ぶことで多職種連携の必要性の理解と

資質を養成する。

9) 別府大学の教養教育の基盤の活用

看護職はケアを必要とする多様な人々を対象とし、対象の全人的理解が求められる職業である。このため、看護の知識や技術に加え、心理、教育、歴史など人間と社会に幅広い理解を持つことが望まれる。医療や看護の分野においても心のケア、芸術、文学の有効性が認められており、看護職の人間形成においては、単なる専門知識に限らず、学生時代に文学や歴史学、哲学、経済学などに触れ、人間や社会を多角的、総合的に理解しようとする姿勢、問題解決能力や批判的思考、コミュニケーションスキルなどを養うことが有益である。

本学の教養科目は人間形成を第一の目的として構成されており、「コア1」～「コア5」の五つの科目群に区分され、人間とその文化、現代社会、自然科学、情報の利活用、外国語など多様な学問分野を学ぶことができるように科目を配置している。さらに学部学科の特色に応じて大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な導入教育を行い、学生の学習意欲とキャリア志向を高めるため、科目区分「看護学部基盤ゼミ」を置き、1年次に「基盤ゼミ導入演習」、3年時に「基盤ゼミ発展演習」を配置する予定である。いずれも現代社会に生きる人間に必要な知識や技能、思考力の修得を可能にするもので、職業人として、社会人として自己形成し豊かに生きていくために必要な科目構成となっている。

加えて、コア1の学際科目では、「キャリア教育I」を配置して、学生の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を養成する。また、IT技術が社会の様々な領域に浸透しあらゆる業種・産業で急速にデジタルトランスフォーメーションが進むと予測されること、高等学校において「情報I」が必修化されたことなどを踏まえて、本学は文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定制度による認証を受け、コア4の「科学と情報」に「情報リテラシー」及び「数理・データサイエンス入門」の科目を必修科目として配置している。「看護基礎教育検討会報告書」（2019年）にもあるように、ICTの発展に伴い、医療現場や教育機関でのパソコンやタブレット型端末等の活用、遠隔診療・保健指導の導入、医療機器の高度化等が進展しており、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要と指摘されている。本学部においても看護職に必要なICT活用スキルを修得できるよう教養科目を充実させている。

このように、本学は文学部を礎にした成り立ちから文学、芸術を重視した教養教育の伝統があり既存の文学部、食物栄養科学部、国際経営学部において教養教育共通の基盤がすでに形成されている。この教養科目群は本学部にも共通の教養教育ベースとして生かすことができ、看護職として必要な素養と感性の基盤形成に繋げることができる。

3 養成する人材像と3ポリシー

以上の経緯・背景、本学部の設置の必要性を踏まえ、人材養成の目的（教育目的）と養成する人材像（教育目標）を次のとおり設定した。さらに、この教育目的、教育目標に基づいた卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施する。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり定め、教育目標や教育内容を理解し、これに適った学生を受け入れる。

1) 人材養成の目的（教育目的）

建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、豊かな人間性と看護実践能力を身につけ、進んで社会に貢献しようとする看護人材を養成するとともに、地域の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

2) 養成する人材像（教育目標）

生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観、確かな看護の専門的知識・実践力を有し、時代や社会の変化に伴う地域社会の健康課題について、多職種連携のもと自律的に行動できる人材、あわせて、自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与できる人材を養成する。

3) 卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

今後も先端的な技術革新が進展し、医療をはじめ、あらゆる産業に取り入れられ、ますます社会生活が変化することが予測される社会において、国民の医療に対する意識が高まるとともに、ニーズの多様化、医療の質が重視されることが考えられる。

このような社会のニーズを鑑み、日本看護系大学協議会は、看護学教育を担う社会的責任という観点から、数次にわたり見解を取りまとめている（「21世紀に向けての看護職の教育に関する声明」1999-1-30, 「21世紀に求められる看護学教育—高度な看護実践の実現に向けて」2000-2, 学長・学部長会）。その中で、看護系大学における人材育成の方向性、求められる質の高いケアの実現方策と期待される看護専門職像を示し、看護系大学における人材育成が向かうべき方向を描いた。これらは、今日、看護系大学の教育活動の基盤となっており、わが国の学士課程における教育課程の特質として、以下の5つが確認された。

- (1) 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
- (2) 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
- (3) 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
- (4) 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること
- (5) 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

本学部は、これら5つの教育課程の特質を考慮し、本学部の教育目的・教育目標に基づき、以下の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定する。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

看護・医療・保健・福祉に関する学問を修め、教養及び専門に関する所定の単位を修得し、以下に掲げた能力を身につけたと認められる者に学位（看護学）を授与する。

- DP1. 全人的な人間理解と尊厳及び権利擁護の態度と探求心をもち、広い視野で物事を多角的にとらえる姿勢が身につけている。
- DP2. 看護活動に必要なコミュニケーション能力、論理的思考力、情報リテラシーが身につけている。
- DP3. 様々な健康レベルにある対象の生活、健康状態を判断する専門的知識が身につけている。
- DP4. 看護の本質を理解し、その人らしい生活を支援する援助的人間関係に基づいた看護実践力が身につけている。
- DP5. チーム医療において多職種と連携・協働して、地域特性に応じた看護を実践する能力が身につけている。
- DP6. 看護専門職としての役割を理解し、グローバルな観点で専門性を発展させていこうとする姿勢及び自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与しようとする姿勢が身につけている。

4) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに掲げる6つの能力を着実に修得させるために、教養教育、専門教育に関する授業科目を体系的・階層的に配置し、講義、演習、実習科目を適切

に組み合わせた教育課程を編成する。学生が自立して自主的に学ぶ学修方法を身につけることを目標に、理論的かつ体験的に学修できるよう、下記のカリキュラム・ポリシーのもとに編成する。

- CP1. 倫理観の醸成や人間愛への素地、論理的思考力を養うために、人間理解に関する科目と、リベラルアーツ関連科目を配置する。(DP1 に対応)
- CP2. 看護実践に必要な基礎的能力と、現代社会で生きるために必要な情報リテラシー等の基礎的能力を修得するために、教養科目を配置する。(DP2 に対応)
- CP3. 専門基礎科目に、対象を生活者として理解できるように、[生物学的人間理解][疾病と回復過程の理解][健康支援と社会保障制度]に関する科目を配置する。(DP3 に対応)
- CP4. 地域で生活する個人・家族・集団の多様な価値観を尊重し、各看護学領域に特有な対象理解と健康課題をとらえる力、課題解決のための援助理論と方法を学ぶ科目を配置する (DP4 に対応)
- CP5. 各看護学領域は、対象の状況に応じた看護実践力を修得するため、リフレクションにより知識・技術・態度を統合して学ぶシミュレーション教育を基本とした演習科目を配置する。(DP4 に対応)
- CP6. 各看護学領域は、学内演習の成果を多様な場で活用し、発展的・段階的に看護実践力を修得するために実習科目を配置する。(DP4 に対応)
- CP7. 地域で生活する個人・集団の健康課題を分析・抽出し、健康の維持増進のための継続的支援、協働、組織活動及び評価を実践する科目を配置する。(DP5 に対応)
- CP8. 対象の多様化、社会の変化に対応できる国際的視点を養い、看護を探究する思考や方法、自己の専門職としての成長と発展につながる科目を配置する。(DP6 に対応)

教育方法においては、講義ではチーム基盤型学習 (team-based learning: TBL) を取り入れる等、可能な限り双方向性の授業設計をしてアクティブラーニングを促進する。演習・実習では1グループ4~5人の少人数構成による教育方法を用い、シミュレーション学修や体験型学修等を通して理論と実践との関連を学び、臨地での様々な対象や場所における実習を通して、学生の主体性、協調性、さらに内省する態度等を養成する。

学修成果の評価においては、定期試験や小テスト、レポート、実技試験等を適宜組み合わせる成績評価を行う。また評価対象により、自己評価と他者評価の統合による評価等を組み合わせた評価、GPA等の客観的基準の適用等により厳格でかつ学修者の納得の得られる学修評価を行う。また、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

5) 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本学部では、教育目的や教育目標を理解し、看護職を志向する明確な意志を持った学生を選抜する。このため、次のアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜を行う。

- AP1. 生命や人権を大切にし、探求心と将来にわたり学び続ける姿勢を有していること
- AP2. 看護学を学ぶために必要な基礎学力を持ち、ものごとを論理的に考える資質を有していること
- AP3. 将来、看護師や保健師として地域の人々の健康のために役立ちたいという

強い意志を有していること

AP4. 他人の意見を尊重し、他の職種の人とともに役割を果たす態度を有していること

AP5. 自分の考えを持ち、主体的に行動する態度を有していること

なお、高等学校までに培ってきたどのような能力を、どのように評価するのかについては、以下を基本方針とする。

- ① 国語、英語、理科、数学は、看護実践に必要なコミュニケーション能力（国語、英語）、科学的理解（理科）、計算力（数学）に関する知識・技能の力と、それらを活用して健康に関連する現象を思考・判断・表現する力を、各選抜区分における学力審査、小論文、口頭試問、面接、調査書、自己調査書、エントリーシートにより測定・評価し、その結果を合否判定に用いる。
- ② 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度と学校内外の活動（部活動やボランティア活動など）における優れた成績や豊かな経験を、各選抜区分における口頭試問、面接、調査書、自己調査書、エントリーシートにより測定・評価し、その結果を合否判定に用いる。
- ③ 保健・医療・福祉を学ぶ意欲と情熱を、各選抜区分における小論文、口頭試問、面接、調査書、自己調査書、エントリーシート、課題を基に評価し、その結果を合否判定に用いる。

6) 養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性

養成する人材像、3つのポリシーの相関性は資料8のとおりである。

養成する人材像に表現した「豊かな人間性と倫理観」「確かな看護の専門的知識」「実践力」「多職種連携」「自律的行動」について、6つのディプロマ・ポリシーを定めた。DP1は「豊かな人間性と倫理観」に関連し、DP2・DP3は「確かな看護の専門的知識」に、DP4は「実践力」に、DP5は「多職種連携」に、DP6は「自律的行動」に関連する。

そして、DP1はCP1に、DP2はCP2に、DP3はCP3に、DP4はCP4・CP5・CP6に、DP5はCP7に、DP6はCP8に関連する。

さらに、APとの関連では、CP1がAP1に、CP2がAP2に、CP3・CP4・CP5・CP6がAP3に、CP7がAP4に、CP8がAP5に関連する。

【資料8】養成する人材像と3つのポリシーの相関図

4 研究対象とする中心的な学問分野

研究対象とする中心的な学問分野は看護学である。看護学は学際的学問であり、多岐にわたる学問分野を研究対象としている。看護学の主要な分野としては、発達課題に応じた各専門領域の看護学と、あらゆる年齢層を包含する精神看護学、地域在宅看護学、そして看護倫理学等がある。また、看護実践における理論の開発や看護の科学的アプローチ等に関する看護科学をはじめとして、健康に関する広範な知識を包含する健康科学、社会的・環境的要因に焦点化した公衆衛生学がある。さらに、教育方法の開発や改善に関連する教育学や心理学、教育工学、人間工学等も研究対象となる。看護学の発展には、これらの学問分野からの知識や研究の進展が重要な役割を果たす。

第2 学部・学科等の特色

本学部が養成する人材像は、前述のとおり、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観、確かな看護の専門的知識・実践力を有し、時代や社会の変化に伴う地域社会の健康課題について、多職種連携のもと自律的に行動できる人材、あわせて、自己研鑽を続け、

看護学の発展に寄与できる人材を養成する。」である。

このような看護職を養成する本学部の設置は、大分県の看護師の需要に対する供給不足や看護師養成校の減少、そして九州における看護系大学の地域的な偏りと看護人材の県外流失等の課題への対応につながる。

そこで、看護の対象者の多様なニーズを的確に捉えて対応でき、看護チームのリーダーとしての役割を担うことができる人材に育つために、学生には最大限に自由な発想を発揮し、試行錯誤しながら真理を探究していくことのできる学習環境を整え、以下の4点を特色とする教育により、看護の専門人材の育成と輩出、さらに地域貢献を目指す。

1 4年間を通したシミュレーション教育による臨床判断能力と自ら学ぶ力の育成

本学部の教育の特色として、4年間を通したシミュレーション教育、それに必要な ICT 機器を備えた環境、少人数によるきめ細かな教育体制が挙げられる。

シミュレーション教育は、臨床知識の強化、チームコミュニケーションの向上や意思決定スキルといったことを身につけるための強力なツールとして、医療の分野では広く認識されている。臨床スキルを教えるだけでなく、チームワークやコミュニケーションの教育にも使用でき、我が国で実施されている看護基礎教育におけるシミュレーション教育の目的は、臨床判断能力の強化、実習への導入準備教育、コミュニケーション能力の強化、主体性の強化の順であり、その効果に対する関連因子は、デブリーフィングの実施、ファシリテーターとしての教員の役割が挙げられている。また、体系的な取組の実施や、コスト、情報管理に課題があることが明らかにされている（出典：看護実践能力の育成に関する効果的な教育方法に関する研究 H28・医療・一般・021、厚生労働科学研究補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）総合研究報告書、佐々木幾美他）。

このような動向を踏まえて、本学部では、シミュレーション教育の研修や実践の経験がある教員を配置している。これらの教員を中心として、シミュレーション教育にかかわる教員のファシリテーターとしての能力を高める研修を適宜実施する。そして、4～5名の協同学習により、実習教育への動機づけを高め、臨床判断能力と自ら学ぶ力を育成するために、すべての看護学領域でシミュレーション演習を導入する。

シミュレーション教育を効果的に進めるため、次のハード面を整備する。

- ① すべての看護学領域にシミュレーションルームを設置し、それに近接するディスカッションルームや教室等を整備する。さらに、基礎看護学及び成人看護学において、シミュレーションブース及びコントロールブースを設置する。
- ② 動画へのコメント/評価書き込み、共有・分析機能を搭載した配信システム「CLEVAS」を導入し、演習で学生が iPad で録画した動画を教材化できるようにする。
- ③ シミュレーションルームには、収録システム（BeeTouchPlus）を完備する。
- ④ 事例の提示には教育用電子カルテ Medi-EYE を用いて、データを合理化する。

2 別府医療センターとの連携による高度な実践的教育

別府医療センターは、「急性期医療の地域中核拠点として最善の医療を行う」を基本理念とし、大分県医療計画において、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、地域小児科センター、大分 DMAT、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の急性期治療の医療機関として指定され、その役割を果たしている。また、地域医療支援病院として、地域の救急医療を担うとともに、地域の病院・診療所と連携し、医療水準の高い「地域完結型医療」を推進する役割を担っている。つまり、主要な実習施設となる別府医療センターには、急性期から回復期、在宅医療との連携までを網羅した医療体制がある。

また、同病院は、長い間実習教育を行ってきた実績と、プログラミングされた継続教育の中で、診療看護師（以下「NP」）や専門看護師（以下「CNS」）をはじめとして看護教育に関わる指導者としての資質が備わった看護師がいる。さらに、同病院は本学部キ

キャンパスと同一敷地内にあることから、学生は常日頃から看護のスペシャリストと身近に関わることのできる環境である。加えて、本学部教育の特色であるシミュレーション教育においては、シナリオ作成の段階から NP や CNS の経験内容を取り込み、さらにシミュレーションの実施段階での評価を受けること等によって、よりリアリティのある質の高い演習が期待できる。そのような教育体制の中で、指導を受ける看護師をロールモデルとして、経験型教育によって省察する力を育み、臨床判断力を高めることができる。

3 リベラルアーツ教育の基盤及び他学部との連携

リベラルアーツ教育については、本学の教養科目はまさに人間形成を第一の目的として構成されており、文学、芸術を重視するリベラルアーツと教養教育の伝統があり、文学部・食物栄養科学部・国際経営学部において教養教育の共通の基盤が形成されている。この教養科目は、本学部にも共通のベースとして生かすことができ、そのことによって看護学生の人間形成や資質形成に寄与することができると考えている。これらの看護職に有為な教養科目を効果的に履修することにより、職業意識、地域理解、人間性、倫理観、他者理解力、論理的思考力、情報処理能力、異文化理解力などを涵養し、看護師として必要な素養と感性の基盤を形成することにつながる。

授業形態として、教養科目群は、一部を除いて他学部との合同授業とし、学部の垣根を超えた学生同士の交流を促進する。教養科目の開講と履修は、1年次の特定曜日を石垣キャンパスの対面授業として設定することにより、学部間の学生同士の交流を促進する。さらに、亀川キャンパスのネットワーク環境や Wi-Fi 環境を整備することによって、オンライン授業や対面とオンラインによるハイブリッド型授業を行う。

また、既存の文学部人間関係学科・食物栄養科学部との連携による多職種連携教育を実現することによって、今後より一層重要となるチーム医療に貢献できる人材養成が可能となる。人間関係学科では、認定心理士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の国家試験受験資格等を、食物栄養科学部は、管理栄養士の国家試験受験資格を取得できる課程があり、これらの職種は医療・福祉の一翼を担う職種である。現在、このような、メディカルスタッフによる多職種連携が推進されていることから、既存の学部が蓄積した英知と ICT を活用して、多職種連携教育を行う。

4 地域貢献および温泉資源を活用した教育・研究の活性化

本学は観光産業や地域福祉という地域の特性を活かした教育課程を設置しており、地域で活躍する人材を多く輩出してきた。地域に貢献する人材養成の基盤ができており、本学部もそれら既存の科目を活用するほか、看護教員と看護学生が担うことのできる課外活動を計画する。例えば、教員による地域住民対象の講演会や出前授業、教員・学生によるボランティア活動（実習施設でのクリスマスキャンドルサービス、看護の日の健康相談、地域の催事への参加）等である。

そして、亀川キャンパスの敷地内には天然温泉が湧き出ており、源泉が引かれている。また、別府医療センターでは、研修棟に 24 時間利用可能な天然温泉の設備がある。これらの地の利を活かして、本学部では、温泉資源を活用し、看護にも有用な温泉効果の検証をはじめとした教育・研究が可能である。さらに、リラックス効果をもたらす温泉を活用した公開講座等の学校行事を企画し、地域住民に開放することで、学生及び教職員と地域の人々との交流が促進され、地域住民の健康に関するニーズを理解する機会になる。

このように、看護教育に温泉資源を活用する取り組みは、別府だからこそ実践できることであり、看護方法の探求や地域貢献につながるができる。

第3 学部・学科等の名称及び学位の名称

1 学部・学科の名称

新たに設置する学部は、看護学及び看護学を中心とする関連学問分野を主な研究対象とし、地域医療支援病院である別府医療センターと協力し、地域医療課題に対応できる高度な看護実践能力を持った、地域の看護を牽引していける看護職を養成し、地域医療への貢献を目指す看護職の養成を目的とした教育を行うことから、名称を「看護学部看護学科」とする。

2 学位の名称

新たに設置する学部は、看護職になるための知識・技能・態度などを学び修めること、及び社会や受験生が明快に教育課程を理解できる名称であることが重要であることから、卒業生に与える学位を「学士(看護学)」とする。

第4 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成の考え方

大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則を充足し、平成29年に文部科学省の検討会が提示した「看護学校教育モデル・コア・カリキュラム」、平成30年に日本看護系大学協議会が示した「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」などの考え方に依拠し、前述の教育目的や教育目標を実現するための特色ある教育課程を編成した。さらに、2022年4月1日より保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正した省令（厚生労働省，2019）が施行されたことを受けて、今般の人口および疾病構造の変化や療養の場の多様化を踏まえた看護基礎教育の内容と方法を検討し、科目区分、科目構成、科目を設定した。

1) 科目区分の設定及びその理由

科目区分の設定は、本学の他学部と同様に【教養科目群】と【専門科目群】とした。

【教養科目群】は、コア1からコア5の区分の科目に加えて、看護学を学ぶ上で必要な学士力を養う《看護学部基盤ゼミ》の科目区分を設定した。「学士課程教育においては、どのような専攻分野であっても身につけることが求められる学士力を大学教育の基盤として位置づけ、看護学士課程教育においては、学士力と相互に関連し合いながら、看護職を目指す者に必要なコアコンピテンシーを身につけることが求められる（平成30年6月一般社団法人 日本看護系大学協議会、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標）」。したがって、そのコアコンピテンシーを考慮して科目を設定することとした。

日本看護系大学協議会によれば、学士力とは、学士課程の各専攻分野を通じて培う力であり、教養を身につけた市民として行動できる能力としている。さらに、具体的には「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」の4つが挙げられるとされている。特に「知識・理解」に関しては、看護学の基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味を歴史・社会・自然と関連付けて理解することが必要となり、いわゆる一般教養とされる人文科学・社会科学・自然科学及び多文化・異文化に関する知識を理解することが求められるとされている。このような看護教育における教育内容の必然性から、本学の教育理念に通じた教養教育が充実している本学他学部の教育課程を基盤とした【教養科目群】を設定することとした。

そして【専門科目群】は、〔専門基礎分野〕と〔専門分野〕に区分した。看護の対象理解に必要な基本的知識は、その知識を活用して対象を理解し、必要な看護を考え、

実践するための知識群であることから、〔専門基礎分野〕として設置した。

〔専門基礎分野〕では、看護の対象を生活する人として理解することを重視し、《生物学的人間理解》《疾病と回復過程の理解》《健康支援と社会保障制度》の3領域に区分した。

〔専門分野〕では、看護の対象を生物学的・心理社会的側面を持つ統合された存在として全人的に捉えるものである。そして、その人の健康に働きかけ実践するのが看護であり、その学問体系が看護学であると理解する。この認識に立って、人間の成長発達を主軸に、生活の場、特定の健康問題を授業内容として、《基礎看護学》《地域・在宅看護学》《成人看護学》《老年看護学》《小児看護学》《母性看護学》《精神看護学》の7つの専門領域を設置した。さらに、7つの専門領域での学びを基盤にした発展的な学修として、《国際看護学》《看護の統合と発展》《公衆衛生看護学》を加えて全10領域を設定した。

2) 各科目区分の科目構成とその理由

(1) 教養科目群

【教養科目群】は、《コア1 学際科目》《コア2 人間と文化の探究》《コア3 現代社会の多面的理解》《コア4 科学と情報》《コア5 国際理解のための言語》及び《看護学部基盤ゼミ》に区分し、ディプロマ・ポリシー1・2に関連づけて設定している。

(2) 専門科目群【専門基礎分野】

〔専門基礎分野〕には、専門科目に必須の領域として、《生物学的人間理解》《疾病と回復過程の理解》《健康支援と社会保障制度》を設置し、1年次～2年次に履修するようにした。

① 生物学的人間理解

この領域では、健康な人間の身体の構造と機能が一体的に理解できるように、授業科目を設定した。総論として、細胞と組織、ゲノムと遺伝子・細胞・人体を構成する組織等の人間の生命について探求する「生命科学」を、生体機能の調節を系統別に学ぶ「生体機能の調節Ⅰ」「生体機能の調節Ⅱ」「生体機能の調節Ⅲ」を配置した。「生体機能の調節Ⅰ」にはホメオスタシス、呼吸器系、循環器系と血液の内容を、「生体機能の調節Ⅱ」には免疫系・神経系、感覚器系、内分泌系の内容を、「生体機能の調節Ⅲ」には生命誕生・成長発達と加齢・人の死の内容を取り上げる。さらに、対象を生活者として理解することを目的として、「生体機能シミュレーション演習」を配置した。

② 疾病と回復過程の理解

この領域では、生活者としての対象理解を図るため、健康障害と人間の反応と治療の目的が一連で学べる内容として、《生物学的人間理解》と繋げて理解できるように、11科目を配置した。

《疾病と回復過程の理解》における授業科目は、診療の補助業務を担う看護職へのニーズも高まっていることから、看護アセスメントに繋がる授業科目として「病態・治療論」「生命維持機能の障害と診断治療」「運動機能の障害と診断治療」「代謝機能の障害と診断治療」「生殖機能の障害と診断治療」を設定した。

また、慢性病患者の抱える食生活改善や食事療法の継続にはセルフケアの視点から課題が多く、それを支援する看護職の役割には、対象の理解と柔軟な創意工夫が必要である。このことに関して、本学には食物栄養科学部があり、食事療法を看護の視点から探求し、支援の在り方を考えるための科目として「健康と栄

養」を配置し、食物栄養学の視点から健康の維持や回復を学べるようにした。さらに、すべての発達段階にストレスの多い現代社会において、特に若者では死因の第一位が自殺である。このような状況を改善するには専門職による心理的側面の支援が必要であるが、その知識は看護にも活用可能であり、すべての発達段階の対象に適用することが出来る。このような専門的な知識を得るための科目「心理学的支援法」を配置し、人間関係学科の英知を活用する。

そのほかに、治療過程で必要となる知識として、「薬理学」「臨床薬理学」「放射線療法と人間の反応」「リハビリテーションと人間の反応」を設定した。

疾患の治療には、医師のみでなく、治療に関わる理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）などの専門職によるオムニバス方式をとり、チーム医療の理解と多職種連携による支援の理解につなげる。

科目の学年配当に関しては、1年次に《生物学的人間理解》を配置し、健康な人間のあり様を理解すると共に1年前期から2年前期にかけて《疾病と回復過程の理解》につなげるよう配置した。

③ 健康支援と社会保障制度

この領域では、看護学を構成する主要概念の中で健康、環境（社会）に焦点を当て、生活や健康の基盤となる社会環境や文化、社会保障の諸制度と健康との関連について学ぶ。まず、看護学の基礎となる知識を修得する授業科目として、ヘルスプロモーションを含む「公衆衛生看護学概論」を必修科目として2年前期に配置し、2年後期に「保健統計学」「保健医療福祉行政論」を必修科目として配置した。さらに、選択科目として、保健統計学に活用できる「AI・データサイエンス実践」、保健師活動の実践に重要な「疫学」を配置した。

(3) 専門科目群〔専門分野〕

〔専門分野〕には、前述の通り、人間の発達段階からみた看護の特徴や、対象の生活の場の違いからみた看護の特徴から、《基礎看護学》《地域・在宅看護学》《成人看護学》《老年看護学》《小児看護学》《母性看護学》《精神看護学》の7つの看護専門領域に加え、看護の視野の発展領域としての《国際看護学》を、管理的視点・協働の視点・看護の発展の視点から《看護の統合と発展》を、さらに、保健師の看護活動について学ぶ《公衆衛生看護学》を設定し、全10領域で区分した。その領域ごとの科目設定は次のとおりである。

なお、〔専門分野〕では、〔専門基礎分野〕で修得した知識を、必要な看護を考える根拠として活用し、基礎看護学から、看護学の各専門領域へ発展させ、段階的に看護実践の場での体験的学習を積み重ねていけるように、講義→演習→実習という順次性で配置した。

① 基礎看護学

この領域は、看護とは何かという看護の概念を理解するとともに、全ての領域に応用できる原理・原則となる専門的知識・技術を教育内容とする科目として、「看護学概論」「看護理論」「看護過程論」「看護コミュニケーション論」「ヘルスアセスメント」「基礎看護方法論Ⅰ」「基礎看護方法論Ⅱ」「基礎看護方法論Ⅲ」「家族看護論」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」で構成した。1年前期に看護の概念を理解するため「看護学概論」を、援助関係を構築できるコミュニケーション力を身につけるため「看護コミュニケーション論」を配置し、1年後期に科学的看護の思考方法として「看護理論」「看護過程論」を配置した。特に「看護過程論」では理論を学習し、同時期から関連科目で事例展開を学ぶことにより理論を使えるレベルまで向上させることを意図している。また看護実践方

法として、「ヘルスアセスメント」「基礎看護方法論Ⅰ」を、2年前期に「基礎看護方法論Ⅱ」「基礎看護方法論Ⅲ」を、順序性を考慮して配置した。

また、「基礎看護学実習Ⅰ」は、様々な場と人々との交流を通して、生活する人の心情や思いを傾聴し、健康の側面から生活行動を支援することの意味を考え、看護の役割について考察する機会とするとともに、今後の看護の学習への動機づけを高めることをねらいとし、早期体験学習（アーリーエクスポージャー）としての指導者に同行する実習（シャドウ実習）として、1年前期に配置した。

「基礎看護学実習Ⅱ」では、教養科目群や専門基礎分野で学んだ知識を、専門分野で学んだ看護の思考に活用し、対象を全人的に理解し、根拠をもって必要な判断をしながら看護を実践することを学ぶように、2年前期に配置した。

そして、対象を個人から家族へ拡大して捉えられるように、対象理解の基礎として「家族看護論」を2年後期に配置した。

② 地域・在宅看護学

この領域は、「地域・在宅看護学概論」「地域・在宅看護援助論Ⅰ」「地域・在宅看護援助論Ⅱ」「地域・在宅看護学シミュレーション演習」「地域・在宅看護学実習Ⅰ」「地域・在宅看護学実習Ⅱ」で構成している。

2年前期に配置した「地域・在宅看護学概論」は、地域・在宅看護の意義、目的、機能、役割を学び、同時期に、「地域・在宅看護援助論Ⅰ」で、教養科目群の「地域フィールドワーク演習」での地域生活への関心をもとに、基礎看護学の知識を活用して地域で暮らす対象の日常生活を支援する方法について学ぶ。2年後期には、「地域・在宅看護援助論Ⅱ」で医療依存度の高い対象の援助について学び、「地域・在宅看護シミュレーション演習」では、シナリオを用いて地域・在宅でのケア状況を再現し、対象の反応や変化に対応する看護実践力を高めていく。そして、「地域・在宅看護学実習Ⅰ」では多様な場で生活する高齢者の生活支援及び、地域包括支援センターでの実習を行う。対象の暮らしを健康の側面、社会環境やセルフケアの視点から評価し、介護予防マネジメントの必要性について学ぶ実習とする。介護予防マネジメントについては、《地域・在宅看護学》の知識のみならず、2年前期《健康支援と社会保障制度》領域の「保健医療福祉行政論」の知識を活用して、実務者の活動を目の当たりにし、その意味を理解できる実習とする。

「地域・在宅看護学実習Ⅱ」は、在宅（訪問看護場面）において、根拠に基づく看護が実施できるように、3年後期に他領域の看護学実習と同時期に行う。

③ 成人看護学

この領域は、「成人看護学概論」「成人看護援助論Ⅰ」「成人看護援助論Ⅱ」「成人看護援助論Ⅲ」「成人看護シミュレーション演習」「成人看護学実習Ⅰ」「成人看護学実習Ⅱ」を、発達段階の特徴を踏まえた看護と、病期の両面から構成した。

2年前期に配置した「成人看護学概論」では、成人期の健康を維持・促進することの意義や看護の特徴と役割、各健康レベルにおける看護の特徴、多職種との連携・協働における看護職の役割、成人保健の動向と成人に関する保健医療福祉制度について学び、「成人看護援助論Ⅰ」では、ICU/CCUの生命の危機にある対象の看護（救急法を含む）を学習する。2年後期には「成人看護援助論Ⅱ」では、生活習慣病から長期にわたり、病期のコントロールが必要な人の看護と機能障害からボディイメージの変化を来した人の回復期の援助を、〔専門基礎分野〕の《疾病と回復過程の理解》における「リハビリテーションと人間の反応」で学んだ知識を活用して看護の役割を学ぶ。同じく2年後期で学ぶ、「成人看護援助

論Ⅲ」では、治療が期待できない健康状態にある対象の QOL を重視した看護について、倫理的問題への対応をも含めて学ぶ。

3 年前期に配置した「成人看護シミュレーション演習」は、成人期にある対象の特性を捉え、急性期看護に必要な実践力を身につけることを目的に、対象に応じた安全で適切な援助を判断・実施することについて体験を通して学習する。

3 年後期から開始する「成人看護学実習Ⅰ」は、成人期にある対象の特徴を身体的・精神的・社会的に理解し、周術期にある対象の健康障害やその回復過程の疼痛緩和、術後合併症の予防と緩和、早期回復に向けた看護の実践能力を修得することを目的とし、HCU や手術療法を行う対象がいる病棟で行う。「成人看護学実習Ⅱ」は、慢性疾患をもつ成人期にある対象の意思決定を支え、その人らしく過ごせるセルフケアの獲得や生活の再構築に向けての看護実践能力を修得することを目的とし、慢性疾患（特に、生活習慣病）の治療を行う対象がいる病棟で行う。

④ 老年看護学

この領域は、「老年看護学概論」「老年看護援助論」「老年看護シミュレーション演習」「老年看護学実習」で構成した。2 年前期に配置した「老年看護学概論」では、高齢者の加齢による身体・心理的变化や生活の変化、高齢者に特有な疾患・症状、高齢者の人権と倫理問題、尊厳等について学び、「老年看護援助論」では、老年看護に活用できる概念・理論について学び、高齢者の理解につなげる。2 年後期には、「老年看護シミュレーション演習」での体験学習によって高齢者とのコミュニケーションや関わり方をリフレクションし、実践力を身につける。また、3 年後期の「老年看護学実習」では、加齢現象や複数の健康問題をあわせもつことの多い高齢者の特徴や生活機能への影響を理解し、対象の人生史や価値観を尊重しつつ、もてる力の維持・拡大による疾病の回復や自立した生活に向けた看護実践能力を修得することを目的とし、多職種との連携についても学習する。

⑤ 小児看護学

この領域は、「小児看護学概論」「小児看護援助論」「小児看護シミュレーション演習」「小児看護学実習」で構成した。

2 年前期に配置した「小児看護学概論」は、小児の成長・発達段階各期の生理的、心理的、社会的特性及び看護の特徴と役割、小児や小児を取り巻く家族とのコミュニケーションや成長発達に合わせたケアアプローチ、小児保健の動向と小児に関する保健医療福祉制度について学び、「小児看護援助論」では、健康障害が小児や家族に及ぼす影響、小児とその家族への効果的な援助を学ぶ。小児期にみられる主要な症状に対する看護、治療、検査、処置を含む健康課題に対する援助を理解し、子どもの権利と家族の主体性を尊重したアプローチを考察する。

2 年後期には「小児看護シミュレーション演習」で、小児の健康障害や成長発達に応じた適切なアプローチ、必要とされる検査、処置のプレパレーション、親との関わり方を学ぶ。

3 年後期に配置した「小児看護学実習」は、保育園実習で健康な小児の発達を学び、健康障害を来した小児と家族の看護を小児外来と入院病棟の両方から学び、医療的ケア児支援、家族支援についても考察する機会とする。

⑥ 母性看護学

この領域は、「母性看護学概論」「母性看護援助論Ⅰ」「母性看護援助論Ⅱ」「母性看護シミュレーション演習」「母性看護学実習」で構成した。

女性の生涯にわたる健康生活への支援を学ぶため、2年後期に配置した「母性看護学概論」では、母性の概念、リプロダクティブヘルスケアに関する概念を理解し、対象となる母性の身体的、精神的、社会的特徴および母子保健の動向、母子に関連する法律、女性のライフステージにおける看護の概念について学ぶ。

3年前期では、「母性看護援助論Ⅰ」で、〔専門基礎分野〕の「生体機能の調節Ⅲ」で学んだ生命誕生を基礎知識として、妊娠・分娩のメカニズムと妊娠から分娩までの看護ケアを学ぶ。また、妊娠期の生理学的変化や妊娠中の健康管理、分娩時の支援、産後ケアに関する基本的な知識を理解し、妊娠期の健康管理やリスク評価、分娩時の支援について考察する。「母性看護援助論Ⅱ」では、産褥期の母親と新生児への援助について学び、産後の身体的・心理的变化、乳房ケア、授乳支援、感情のサポートなど産褥期の看護を理解する。また、母子の安全と健康を促進する援助を理解する。「母性看護シミュレーション演習」は、分娩期のケア、産後のケア、助産師との連携等、幅広い場面を再現し、分娩、産褥の状況に合わせた適切な援助と新生児ケアについての親への指導を修得する。

3年後期に「母性看護学実習」を配置し、外来での妊婦検診やNICUでのケア、また、子育て支援センターにおける関りなど幅広く母性看護の実践を体験する。

⑦ 精神看護学

この領域は、すべての発達段階の対象の、こころの健康を維持・増進できるように、また、こころの健康問題や病を持った人がその人らしさを取り戻し、その人が望む場で生活していくことを支援するための看護実践の基本的な知識と看護援助を学ぶ科目として「精神看護学概論」「精神看護援助論」「精神看護シミュレーション演習」「精神看護学実習」で構成した。これらは「基礎看護学」は言うまでもなく、〔専門基礎分野〕の「薬理学」「臨床薬理学」「心理学的支援法」の知識を活用して学ぶ。

2年後期に配置した「精神看護学概論」では、実際のケーススタディなどを通して精神疾患やストレスに対するアプローチの方法を理解し、家族や精神支援システムとの連携、リハビリ志向のアプローチ、予防や早期介入の重要性について学ぶ。

3年前期の「精神看護援助論」では、実際のケーススタディやロールプレイを通して、対象との協力的な関係構築、コミュニケーションスキル、共感的な接し方、受容と尊重の重要性、対象の体験や意図を理解し、安全な環境を提供するスキルを身につける。また、「精神看護シミュレーション演習」では、対象との協力的な関係構築、コミュニケーションスキル、人権を尊重した態度の修得を目的とし、対象の個別の心理的状态や経験に寄り添いながら援助する姿勢を身につける。

3年後期の「精神看護学実習」では、医療機関で治療を受けている対象の精神の健康問題と人間関係成立の過程に重点をおき、対象の精神機能の日常生活への影響を見極め、対象の健康的な意識や意欲に働きかけ、生活習慣や社会性の回復が図れるように援助することを学ぶ。

⑧ 国際看護学

看護の職能団体である日本看護協会は国際看護師協会（ICN）の会員であり、ICNの活動方針は、同時に日本の看護職の活動方針ともいえる。それゆえ、国際的な視点から保健・医療・看護の現状を学ぶことは重要である。そこで、4年後期に「国際看護活動論」を配置して、国際看護の概念、国際看護の必要性、国際的な医療支援や人道活動等の国際看護の実態について学び、国際的視野から開発援助における看護専門職としての役割と連携について考える機会とする。特

に、発展途上国や在日外国人の健康上の問題点と対策、さらに国際協力のあり方など、異なる文化や環境での看護実践の実際を学び、グローバルな視点で看護を考える姿勢を育む。

また、2～4年次の間で学生が関心をもった時に参加できる形態とした「海外研修」では、本学と提携関係にある中国の学院（詳細は、第8に記載）において、シミュレーション教育をはじめとした看護教育体験を通じて、異文化理解と専門知識を深める。中国の看護教育制度やカリキュラムを学び、現地の看護学生や教員との交流により、文化的背景が看護ケアに与える影響を理解する。異なる看護教育アプローチに触れながら、国際的な視野を養い、異文化看護について考える機会とする。

引率は、中国語と日本語が堪能な看護教員が担当するので、専門用語の翻訳も問題なく実施できる体制である。

⑨ 看護の統合と発展

この領域は、社会の変化に伴って起こる保健・医療・福祉へのニーズとして、多職種連携におけるチーム医療や看護の質を改善していく能力、安全なケア提供の能力、看護学の専門性の発展に貢献するための能力など、先に述べた7つの看護専門領域〈基礎看護学から精神看護学〉までの教育内容を統合した実践を対象とする授業科目を設置した。ここでは、あらゆる能力を総動員して課題に対応していく看護の思考と専門分化している看護をとりあげる。

2年後期に「災害看護」と医療安全のための予防・管理に資する「医療安全マネジメント論」を、3年前期に看護組織全体の効率性と看護サービスの質の向上に資する「看護管理論」、より良い看護の追求や看護の発展を目指す「看護研究の基礎」を配置した。4年前期に、複数の対象を受け持って多重課題に臨み、優先度を判断しながら看護を提供する「看護マネジメント実習」を配置した。さらに、すべての領域別看護学実習を基盤とし、個々の学生が学んだ知識・技術・態度を統合して課題の解決に取り組み、看護専門職としてのレディネスを高めることを目標とする「総合看護実習」を配置した。また、確かな看護実践力の修得に向けて、臨床判断力の強化、援助技術の強化をめざす「看護統合シミュレーション演習」を配置した。

4年後期に、高い専門性が求められる「がん看護」「クリティカルケア」「リエゾン精神看護」を配置した。また、4年次の1年間を通して、チーム医療の基本となる「災害支援チーム医療論」と卒業研究としての「看護研究の実践」を配置した。

⑩ 公衆衛生看護学

この領域は、「保健医療福祉行政活動論」「公衆衛生看護支援論Ⅰ」「公衆衛生看護支援論Ⅱ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅲ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅳ」「公衆衛生看護管理論Ⅰ」「公衆衛生看護管理論Ⅱ」で構成した。2年前期に開講する各看護学の概論と、2年後期に開講する、〈健康支援と社会保障制度〉の領域に設定した科目を保健師課程の土台とする。中でも、「保健医療福祉行政活動論」は、保健師の定義や使命、公衆衛生看護の理念、公衆衛生看護の倫理について考究する内容であり、看護職間の連携の必要性や、看護師のキャリア発達の分野でもあることを踏まえて公衆衛生看護学全般の基盤と位置付けている。3年前期より「保健医療福祉行政活動論」「公衆衛生看護支援論Ⅰ」「公衆衛生看護支援論Ⅱ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」を、4年前期に「公衆衛生看護活

動展開論Ⅲ」「公衆衛生看護活動展開論Ⅳ」「公衆衛生看護管理論Ⅰ」「公衆衛生看護管理論Ⅱ」を順次開講していき、その後「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」を配置した。

以上、看護学の各専門領域は、順次、概論から始まり、援助論、シミュレーション演習、臨地実習へと進むように配置した。各領域における特徴的な対象の理解と、状況に合わせた援助の方法を学び、根拠に基づく援助をどのように実践するかを、シミュレーションとフィードバック、ディスカッションを繰り返し、探求する素地を養う。

各領域のシミュレーション演習には、リアルな状況設定とシナリオを用いて、事前討議、シミュレーション、フィードバック、ディスカッションを繰り返し、対象に応じた安全で適切な援助を判断・実施する体験をする。そして、その学習経験を生かして、臨地実習では現実の臨地場面での対象の状態を適宜判断し、必要な援助を実践する能力を修得する。

学年が進行するとともに、より高度な専門的知識と技術を要する演習課題に取り組むことになるが、それまでに主体的に学ぶことの意味や重要性を認識し、学生自身の興味・関心を深め学ぶ動機づけとなるよう、教育方法にはアクティブラーニングを取り入れる。

3) 設置の趣旨、養成する人材像を実現するための科目の対応関係

教養科目群では、主に豊かな人間性と倫理観を身につける科目を、専門科目群では、看護専門職として必要な知識、実践力を修得する科目を配置する。特に、演習・実習等を通して、多職種連携や自己研鑽、自律的姿勢を身につけることができる科目を配置し、DPに示した人材像を実現する。

これら DP の達成に向けて、設定した科目の履修順序を図【資料 9】に示す。図中の教養科目群、専門科目群の選択科目は*印で示している。専門科目群の各看護領域のシミュレーション演習を赤字で示し、実習科目は緑字で示している。また 3 年次以降の保健師課程選択科目を黄色ハイライトで囲んで示した。

さらに、科目と CP の関係を【資料 10】に示した。

【資料 9】別府大学 看護学部 カリキュラムツリー

【資料 10】各科目と CP の関係表

4) 必修科目・選択科目の構成とその理由

必修科目は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を考慮のうえ、専門科目と密接に関連する教養科目および専門基礎科目の中から設定した。さらに、地域に根差した専門人材の養成の観点から、本学部の学際科目に別府市という地域で暮らす人の理解につながる科目も設定した。

選択科目は、文学部・食物栄養科学部に開設された教養科目群から、人間・社会・科学・文化の理解につながる科目を設定した。さらに、「看護の統合と発展」の中で、専門分化している看護に関する科目を設定し、保健師課程における必須科目を補完する科目も設定した。

5) 履修順序（配当年次）の考え方

本学部の教育課程は、教養科目群と専門科目群に分かれる。さらに専門科目群は専門基礎分野と専門分野で構成している。教養科目群と専門基礎分野は専門分野の基盤となる科目であることから、1・2 年次に配置した。ただし、教養科目群の「看護学部基盤ゼミ」は「基盤ゼミ導入演習」を 1 年次に、「基盤ゼミ発展演習」を 3 年次に配置し、学修を継続していく。

専門分野は 1 年次から 4 年次にかけて、講義、演習、実習の順次性を基本として配

置している。基礎看護学の学修が進んでいる2年前期から、各専門領域の概論が始まり、臨地実習が開始される前の3年前期までに、すべての領域のシミュレーション演習を終えるように配置した。

なお、確かな看護実践力の修得、臨床判断力の強化、援助技術の強化に向けて、実習経験の積み重ねを活かすため、「看護統合シミュレーション演習」を4年前期に配置した。

2 主要授業科目を設定する考え方

本学部では、学士(看護学)の学位と看護学分野における専門職としての看護職に必要な能力を、「養成する人材像、3つのポリシーの相関図」【資料8】(再掲)に示したようにとらえ、教育課程を編成している。よってすべての科目はDP達成のために必要な科目であるが、本学部基幹教員が担当する専門基礎分野および専門分野の看護師課程の必修授業科目であり、看護専門職の第一義的な役割である健康の側面から対象の日常生活を援助するための専門的知識と技術を学ぶ科目を主要授業科目とした。

3 単位時間の設定の考え方

大学設置基準では1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすると記されている。

本学部の学修は、予習と授業と復習(知識の定着)という一連のプロセスを学習の基盤として、習得型から課題克服型、さらには仮説検証型の学習行動を身につけさせることを前提に構成する。

第5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 教育方法の特長

教育方法については、本学は伝統的に「教員と学生の距離が近い」という特色があり、各学科で担任制度を取り入れ、個々の学生の履修・学修状況、生活状況を把握し、課内・課外の活動に対して、きめ細やかな指導に努めている。また、少人数授業をベースとした対話的な教育、問題発見・解決能力を育むPBL学習(Project Based Learning)、学生の能動的な学習を促すアクティブラーニングを積極的に取り入れている。本学部においても、同様の考え方で臨むこととする。

授業における学生数については、基本的には80人で設定している。学生の主体性を養い、多角的な視点での思考を促すため、演習では1グループ4~5人として学生同士のディスカッションが活発となるよう設定し、一人ひとりの学生に対し、細やかな指導に努め、学生の個性と成長を最大限に支援する。

本学部では以下の学習方法を看護専門職教育の根幹に位置付けている。

1) シミュレーション教育とデブリーフィングの重視

専門科目においてはシミュレーション教育を充実させる。シミュレーションとデブリーフィングによって思考力・省察力・創造力を養うと同時に、臨床判断力の高い専門職としての自己形成を促していく。

1グループ4~5人の協同学習により、実習教育への動機づけを高め、臨床判断力と自ら学ぶ力を育成するために、すべての看護学領域でシミュレーション演習を

導入する。

シミュレーションのシナリオは、本学部教員間で合議の上設定した家族モデル（単身、夫婦のみ、核家族、3世代家族等）を基に作成し、学習課題に応じてデータの追加修正を行い活用していく。その利点は、領域によりシミュレーションの対象が異なっているにもかかわらず、家族モデルに示された対象にはつながりがあるので、学修の進捗が進むにつれ、その関連性に気づき、対象理解の幅を広げることができる。

2 授業形態別にみた教育方法

1) 講義の進め方

看護実践の中心的なプロセスである看護判断の能力を養うためには、知識の活用や論理的な思考力や省察力が欠かせない。これらの基盤には主体的学習力が備わっている必要がある。アドミッション・ポリシーに掲げた「自分の考えを持ち、主体的に行動する態度を有していること」を基礎にして、初期の講義段階から意図的な発問を重ねることにより学生の問題解決思考を活性化させるとともに、コミュニケーション力が高まるよう、グループワークや学生間、教員との双方向のやり取りを促進する授業形態を取り入れる。

授業は予習と授業と復習（知識の定着）という一連のプロセスを学習の基盤として行っていく。毎時間、学習課題をあげ、必要な予習内容を提示し、授業を展開する。予習の内容を十分活用すれば課題解決に至るように計画する。

アクティブラーニング、TBL（チーム基盤型学習）及びICT教育を取り入れる。デジタル教科書の導入と共にクラウド型教育支援システムによって、学生の学習状況を見える化し、教員と学生の双方向参加型授業を展開する。

2) 演習の進め方

演習は、看護の基礎的な技術・技能や態度志向性の修得を目的とし、領域ごとに演習科目を設定し、シミュレーション教育を実施する。模擬家族（単身、核家族、3世代家族）のデータを作成してプールしておき、それを共有して、各看護学領域に適切なシナリオを作成する。そうすることにより、領域が異なっても、対象につながりが生じるので、学生は事例に親近感を覚え、対象への関心を高めて演習に取り組むことが期待できる。

すべての領域に準備したシミュレーションルームにおいて、看護学実習モデル人形やシミュレーター、模擬患者を活用して展開し、できるだけリアルな場面に近い形で演習ができるように施設設備を整える計画である。

技術の評価では、4年次の「看護統合シミュレーション演習」においては、専門領域を超えて多くの教員が担当するので、OSCE(Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験)を取り入れ、実践力の質を保障し、看護技術項目と卒業時の到達度の明確化、看護教育内容・教育力の向上などにも応えるものとする。OSCEでは、複数の対象を受け持ち、個々の対象の状態、状況をアセスメントし、タイムプレッシャーや作業の中断があるなかで優先度を判断しながら看護ケアを実施する看護マネジメント能力を評価する。

そして、学生が適宜、技術練習を実施できるように、シミュレーションルームを開放し、主体的に、探求的に知識・技術の修得を促す。ICTの活用とアクティブラーニングを推進し、グループワーク、プレゼンテーション、議論を取り入れ、思考・判断・問題解決能力・表現力を向上させていく。

なお、本学部の近隣には、平成14年に設立の「豊の国医療教育ボランティア会（豊の国SP研究会）」があり、会員数37名の内、標準模擬患者の資格保有者7名を擁する。本会員は県内外の医療機関などの教育活動に模擬患者として参画しており、本学部への参画も承諾を得ている。そこで、本学部においてSP（模擬患者）を必要とす

る演習では会員の協力を得ることによって、よりリアリティの高いシミュレーション教育が可能となる。

3) 実習の進め方

臨地実習は、教養科目・専門基礎科目・専門科目での知識を基にして、専門科目演習での看護技術や技能の統合を図り、実践的に適応させるものである。各実習科目のスケジュール、感染予防対策、安全管理体制などを明示した実習要項を作成し、学生の実習の指針とする。さらに、実習は大分県内の国立病院機構の医療施設で主に行う予定であるが、実習先の医療施設と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築して、学修環境を整備する。実習グループは、1グループ4～5人の少人数として配置することとする。実習担当教員は、実習指導に先立って、実習先における研修や学内での研修等を行い、学生に臨地実習へのレディネスと支援のための実習前の指導を行う。

3 履修指導方法

1) アドバイザー制による履修指導、履修相談

1学年に5名のアドバイザー制を導入し、助教以上の基幹教員がアドバイザーとなり、4年間持ち上がり制とする。各アドバイザーは、16名の学生に対して、各年度初めの履修指導、履修相談を行うとともに、学生の各学期や通算修得単位の把握、学生の出席状況の把握及び長期欠席や成績不良の学生の指導・助言、休学・復学・退学希望者への対応と指導・助言及び休学期間中の指導、学生の将来の進路に関する指導・助言、学生生活上の諸問題に関する指導・助言を行う。

また、令和6年4月から大学・短大に新たに学生支援センターを設置し、キャンパスソーシャルワーカー等を中心に修学やメンタルヘルスに関する指導・支援を必要とする学生の対応を開始することとしており、本学部の学生もこの対象とし、きめ細かい支援を行うこととしている。

2) オリエンテーションと履修ガイダンス

初年次は、入学時に大学全体の新入生オリエンテーションを行う。学生専用のポータルサイトからの履修登録方法や各種手続きの期限等の説明を行う。その後、本学部による履修ガイダンスを行い、履修モデル【資料11】を提示し、履修登録に関する説明を行う。

また、各年次初めにおいて、在学生オリエンテーションを行った際にアドバイザーから履修登録のアドバイスをを行う。また、各教員はオフィスアワーを週2コマ設定し、科目選択、履修登録や授業に関する質問などにも応じることとしている。オフィスアワーの周知として、大学ホームページ、学生ポータル、大学掲示板、研究室前の掲示、シラバスで周知する。

【資料11】履修モデル

3) 履修科目の登録上限 (CAP制)

各科目の単位数に求められる学修時間を担保し、4年間を通じた学生の学修効果を高め、無理なく学内や自宅での学修に励むことができるように、履修単位の登録上限を設定する。前学期または後学期において履修登録できる科目の単位数は、各年次ともに、各学期24単位までとする。ただし、通算GPAまたは前学期GPAが3.5以上の学生には、当学期の履修上限を26単位まで緩和する。この登録上限には、卒業研究、集中講義の授業科目、単位互換科目の単位は含まない。

4) 保健師課程の履修

保健師課程を履修する学生は、臨地実習・看護研究を履修しながら保健師課程科目を履修することになるため、できるだけ学生の負担を軽減できるような時間割上の配慮を行う。保健師課程は、2年次終了時までのGPA成績、および「公衆衛生看護学概論」「保健統計学」「保健医療福祉行政論」の成績と小論文、面接の総合評価により16名を選抜する。なお、2年次前期までの必修科目に1つ以上の単位未修得科目がある学生、2年次前期までの平均GPAが2.6未満である学生は、これに応募することができない。

5) 成績評価基準とGPA

① 成績評価基準

学修達成度を判定するための単位認定及び成績評価判定基準を、次のよう定める。

【表7】学習達成度の判定基準

評価基準点	左に対応する標語	単位認定	学習達成度の判定基準
90～100	AA	合格	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89	A	合格	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79	B	合格	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69	C	合格	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59以下	F	不合格	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

② GPA制度

本学のGPA制度は、成績点数を係数で表し、取得した係数(Grade Point; GP)の平均値による学業評価指数(Grade Point Average; GPA)を算出し、総合的な学習達成度を評価し、これらを参考に学修等の指導を行っている。

なお、GPの計算は、当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値とし、その計算式は、次のとおりである。

$$GP = (\text{成績点} - 55) / 10$$

また、成績標語、成績点に対応するGPは、次の表のとおりとする。

【表8】成績標語、成績点に対応するGP

成績標語	成績点	GP
AA	90～100	3.5～4.5

A	80～89	2.5～3.4
B	70～79	1.5～2.4
C	60～69	0.5～1.4
F	59 以下	0.0
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

GPA は学期ごとに算出されるので、学生は学年進行に伴う成績を比較検討し、今後の学習計画に役立てるように指導する。GPA は、保健師課程選抜試験の他、学生指導の指標にも利用し、学期の GPA 値が 1.0 以下の学生、1.4 以下の値が 2 学期連続または通算で 3 学期になった学生には履修指導の対象にしている。

6) 自己点検と個人面談

自己点検は、ポートフォリオ学修支援システムを利用する。各学期での履修科目の振り返り、学期全体の振り返り(自身の成長評価、自己採点、前学期に立てた目標に対する評価)、学期の目標、生活状況、卒業後の進路希望とその理由、入学時の記録、ボランティアや研修会等の課外活動等の実績を学生自身が記入し、自らの学生生活を振り返るようにしている。

個人面談は、原則的にアドバイザーが各学期に最低 1 回行い、ポートフォリオ学修支援システムに指導上必要な学生情報を入力することとしている。

4 卒業要件

1) 科目区分ごとの必修・選択等の科目数、単位数

卒業要件は、看護学部看護学科に 4 年以上在籍し、開講する 131 科目から表 9 のとおり必修 111 単位、保健師課程選択科目を除く選択科目から 13 単位以上取得、合計 124 単位以上を取得することとする。

上記の卒業要件を満たしたものに、学士(看護学)の学位を授与する。

また、保健師課程を選択し、保健師国家試験受験資格取得を希望する場合は、上記の 124 単位に加えて、「疫学」「公衆衛生看護学」「公衆衛生看護学実習」等の保健師に関する科目(学則別表第 7 の 2)に定める 25 単位を含め計 149 単位以上を取得することとする。

【表 9】科目区分ごとの必修・選択科目数(単位)

科目区分	科目数(単位数)
教養科目群 (看護部基盤ゼミ・コア科目)	開講科目 44 科目(66 単位) 必修科目: 13 科目(17 単位) 選択科目: 31 科目(49 単位) * 選択必修 10 単位以上
専門科目群 (専門基礎分野・専門分野)	開講科目 87 科目(128 単位) 必修科目: 68 科目(94 単位) 選択科目: 19 科目(34 単位) * 選択必修 3 単位以上

第6 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

現在、本学では、教養科目の「情報リテラシー」「数理・データサイエンス入門」「数学基礎Ⅰ」「アルゴリズムとプログラミング」「統計学」「データサイエンス基礎」「生物学」「化学基礎」「大学史と別府大学」「キャリア教育Ⅰ」「AI基礎」「データエンジニアリング基礎」「AI・データサイエンス実践」を、多様なメディアを高度に利用して開講している。受講場所は、学生の自宅等学生の任意に任せているが、大学の構内では、ラーニング・コモンズ、スチューデントホール、図書館、空き教室で受講可能なことを案内している。教員は、予め講義を収録し、e-Learning システムの moodle コース内で、資料提示、課題提示、掲示板等の機能を活用して授業を実施する。また、教員は、自主学习教材を準備し、授業外学修に活用できるようにしている。

一部の授業（「生物学」）については、時間割に従ったリアルタイムかつ双方向で実施している。

本学部においても、「キャリア教育Ⅰ」「生物学」「数学基礎Ⅰ」「数理・データサイエンス入門」「情報リテラシー」等の授業を次のように多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることを計画している。

1 実施場所

学生の自宅等、学生の任意に任せるが、亀川キャンパス、石垣キャンパスいずれでも大学内のラーニング・コモンズ、スチューデントホール、図書館（室）、空き教室で受講することができるようにする。

2 実施方法

教員は、予め講義を収録し、e-Learning システムの moodle コース内で、資料提示、課題提示、掲示板等の機能を活用して授業を実施する。自主学习教材を準備し、授業外学修に活用できるようにする。また、週1回のペースで課題提出を求める。学生にシラバス上で案内する。

3 学則における規定

学則では、「大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。」

「授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。」と定め、「卒業の要件として修得すべき単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して修得する単位数は60単位を超えないものとする。」と定めている。

4 実施方法が告示の要件を満たすものであることの説明

本学部では、「平成13年文部科学省告示第51号」に基づき、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱い、面接授業（対面授業）に相当する講義を実施する。また、講義中の設問については、講義中にその回答を準備し、また、学生は、当該授業を受講中または受講後、インターネット上で質問等ができ、教員からは、インターネット上で、質問に対する回答や添削指導をできるだけ速やかに返信等するようにする。

また、週2回の研究室におけるオフィスアワー時及びその他の時間でも随時質問等を受け付け、指導するようにする。学生には、シラバス上でこの旨も案内する。

第7 実習の具体的計画

1 実習の目的

1) 実習の目的

看護学士課程教育の前提に「人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること」（文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」最終報告参照）と示されている。本学部の実習では、学内で学んだ人間性の形成に資する幅広い教養、看護学に関する基本的な知識・技術・態度、対象の多様性や社会の変化にあわせた看護実践力を統合し、健康の維持・増進、及び健康障害の回復過程に応じた看護を展開できる実践能力を育成することを目的とする。さらに、実践した看護を省察し課題を明確にするとともに、対象にとっての最良を創造する、より良い看護を探求し、看護の質を高めるために研鑽し続ける姿勢を身につけることを目指すこととする。

看護学実習の位置づけは、学生が講義及び演習で学んだ知識と技術をもとに、看護実践の場において、対象が必要としている看護を主体的に判断し提供する授業の一環である。この体験型学習では、専門的知識に裏付けられた科学的・論理的思考を用いて、対象との援助的人間関係を基盤とした看護問題の解決を目指す。さらに、看護専門職者としての高い倫理観と自己研鑽の態度を養う機会とする。実習施設は、看護の特性に応じて、主として大分県内の国立病院機構の3病院、多様な保健医療福祉施設・事業所、行政機関等を行うことにより、多職種と連携・協働して、地域特性に応じた看護を実践する能力を養う機会とする。

2) 実習目標（実習のねらい）

実習の目的を達成するために、以下の実習目標を掲げる。

1. 看護の対象を全人的に理解し、様々な健康問題に応じた看護を計画・実践できる
2. 看護活動に必要なコミュニケーション・スキルを活用して円滑な援助的人間関係を築くことができる
3. チーム医療における多職種との連携・協働の必要性を理解し、看護職の役割を自律的に遂行するための調整力を説明できる
4. 専門職として主体的に学習し、個別的で質の高い看護を追求する姿勢をもつことができる
5. 看護職としての責任と態度について学び、自己の課題を明確にすることができる。

これらは、DP4、DP5、DP6と密接に関連する。地域で暮らす人々の特徴、生活についての理解を基盤に、1年次から学習レベルに応じて段階的に学べるようにする。あらゆる対象の健康レベル、状況に応じた看護展開を効果的に学習できるよう「基礎看護学実習Ⅰ」を除いた各実習前にシミュレーション演習を取り入れ、その時、その場の状況に応じた対象に必要な看護を思考、判断し、対象の個別性に応じた看護実践ができるよう編成する。

また、対象とのかかわりの中で、援助関係を発展させ信頼関係を築きながら対象とともに健康問題や健康課題解決のための看護展開を学べるようにする。

3) 実習の段階的設定

実習の前段階として、1年前期に学生が看護の対象を地域で生活する人として捉える視点を獲得できるよう《コア1 学際科目》の「地域フィールドワーク演習（1単位）」を履修するよう編成し、地域で暮らす人々と直接関わることで、多様な生活、価値観、文化、健康に対する期待を理解する。そして「基礎看護学実習Ⅰ（1単位）」

では、保健・医療・福祉の現場に参加体験することにより、看護職の役割について幅広く理解することを目的に医療施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設等、様々な場での看護師や他の専門職員、患者や入居者およびその家族との交流を通して、生活する人の心情や思いを傾聴し、健康の側面から生活行動を支援することの意味を考え、看護の役割について考察する機会とする。次に、2年前期に専門基礎分野の《生物学的人間理解》《疾病と回復過程の理解》及び専門分野の《基礎看護学領域》での学習を臨地にて統合し、健康障害が対象の心身や家族、生活に及ぼす影響を多角的に理解し、対象の看護問題の解決に向けた個別的な看護援助を実践する「基礎看護学実習Ⅱ（2単位）」を行う。

《基礎看護学領域》の実習後、2年後期に対象の健康レベルや発達段階を中心に生活の場を考慮した「地域・在宅看護学実習Ⅰ（1単位）」を実施する。さらに、3年後期に「地域・在宅看護学実習Ⅱ（2単位）」、「成人看護学実習Ⅰ（2単位）」、「成人看護学実習Ⅱ（2単位）」、高齢社会における高齢者の特徴を考慮した「老年看護学実習（2単位）」、小児の成長発達に応じた基本的な生活習慣の獲得や諸機能が未熟であること等、小児の特性を考慮した「小児看護学実習（2単位）」、マタニティサイクル（妊娠・分娩・産褥期）にある母子とその家族を統合的に理解し、母子の健康の維持・増進とセルフケア能力を維持・向上する援助を実践する「母性看護学実習（2単位）」、精神の状態と症状が日常生活に影響を及ぼすことを理解し、治療と生活を支える援助を実践する「精神看護学実習（2単位）」の7領域をローテーションしながら実施するよう編成する。それぞれの領域で、対象の健康レベル、生活の場、ライフステージ、健康障害の状態を判断し、状況に応じた個別的な看護を展開することで看護実践能力を育成することを目指す。また、実習前にシミュレーション教育を取り入れることで、臨床判断能力の育成も目指す。

さらに、4年前期に各看護領域で学習した看護実践を統合し、学習成果を活用して取り組む「看護マネジメント実習（2単位）」、「総合看護実習（3単位）」を行うことで、総合的な看護実践力を獲得できるようにする。

以上のように、1年前期から4年前期にかけて、看護実践を段階的に学び、合計12科目23単位の实習を必修として編成した。

また、保健師課程（選択）においては、4年前期の各看護学領域の実習後に「公衆衛生看護学実習Ⅰ（3単位）」、「公衆衛生看護学実習Ⅱ（2単位）」を実施できるように編成した。

実習の順次性に従って、学年毎に実習科目（単位数）と実習内容を編成した。

【資料12】科目別実習計画概要

4) 各実習の履修要件

各実習は、実習以外の講義・演習等の学修進度もふまえて順次性に従って実施する。履修するにあたっては、以下の要件を満たしておくこととする。

- (1) 各実習の既習内容となる必修科目を履修していること
 - (2) 実習計画における前段階の必修の実習科目を履修していること
- この履修要件については、入学時のオリエンテーションにて説明する。

2 実習先の確保の状況

1) 実習施設の選択

本学部では、学生が通学しやすい別府市内の施設を中心に大分県内の多様な実習施設を確保した。本学部（亀川キャンパス）から実習施設までの距離が10Km以下の施設は49施設（60%）である【資料13】。

実習施設の選択にあたっては、様々な健康レベルにある対象のより良い状態を目指して支援している多様な機関や施設であること、様々な機関や施設が、地域におい

て連携・協働しながら対象の地域における健康的な暮らしや療養生活を支援していることを理解しやすい実習施設を確保できるように考慮した。さらに、経験豊かな実習指導者が存在し、学習環境として適切である県内の機関、施設を中心に検討し、決定した。

具体的には、「基礎看護学実習」「成人看護学実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」の健康障害を持つ対象への看護については、実習指導の研修を受けた実習指導者がいる総合病院の病棟を確保した。「地域・在宅看護学実習」は、地域包括支援センター及び訪問看護ステーション、老健施設、デイサービス、グループホーム等、対象の生活や状況によって、多様な職種が連携・協働して支援している施設を確保した。加えて、保健所及び市町村の保健センター等、地域住民の健康の特性に応じた様々な保健活動と関係職種との連携・協働について学べる施設を確保した。また、「母性看護学実習」では、マタニティサイクルにある母親と新生児および育児期にある母子への支援が理解できるよう産科病棟と子育て支援センターを確保した。「精神看護学実習」については、広範な精神医療の機能を備えており、多くの実習を受け入れている施設を確保した。

各地域の実習機関や施設からは、実習受け入れについて好意的に実習承諾が得られた【資料14】。

以上の実習施設における4年間の実習計画表(案)は、資料15のとおりである。

【資料13】実習施設一覧

【資料14】実習承諾書

【資料15】実習計画・指導計画表(案)

2) 実習施設への交通手段

実習施設への移動は公共交通手段を利用することを原則とするが、遠隔地や公共交通機関の運行本数が少ない場合等においては、大学が手配するマイクロバスもしくは安全面が配慮された宿泊施設を利用できるように配慮する計画である。

宿泊施設を利用する場合は、実習開始前日に現地入りすることを基本とする。

(1) 学生

実習施設への移動は、原則自宅から公共交通機関を利用する。実習施設までの移動時間が1時間以内となるよう実習場所等を考慮し実習計画を割り当てる計画である。ただし、「精神看護学実習」「地域・在宅看護学実習」「公衆衛生看護学実習」の一部の実習は、県外の医療機関あるいは県内遠隔の保健所、保健センターで実習を行う。そのため、実習施設が保有する実習生用の宿泊施設の利用や大学が手配する安全に配慮された宿泊施設を確保し、実習開始前日から十分な休養を取って、実習に臨めるように計画する。

(2) 教員

大分県内の日中の公共交通機関の運行時間、運行本数は限られていることから、教員は主として車を利用して移動する。車を運転しない教員に関しては、同施設を担当する教員に同乗するか、公共交通機関を利用する。

実習施設の約9割は、亀川キャンパスから車を利用して、ほぼ1時間程度で移動可能である。しかし、県内遠隔地の保健所や精神看護学実習の一部については移動に長時間を要する施設もある。十分な指導時間の確保が困難な場合は、実習施設付近に宿泊施設を確保し、移動と実習指導が過度な負担とならないように十分に休養する時間を確保できるように配慮する。

3 実習先との契約内容

実習先との契約については、以下の内容とする。

1) 実習生数、期間、方法、評価、費用について

授業科目、実習生数、期間、方法、計画、評価、費用等について、別途、実習先と協議して毎年定める。

2) 損害賠償について

本学部において、実習開始前に損害賠償保険に実習生を加入させることにより、実習生の実習期間中の事故及び対人・対物賠償についても保障される。実習中の対象者や実習先の備品に損害を与えた場合等実習で起こりうるその他の事故に関しても、加入する保険をもって保障される。

3) 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」(令和5年6月7日改正)をうけて、臨地実習における対象の個人情報の取り扱い方法について、適正な管理を行うこと、実習生と本学部で誓約書を取り交わす、また実習終了後も個人情報等の保護を徹底すること等について、定める。

4) 実習の中止

実習施設の信用を失墜させるような行為等を行った場合、実習を中止させることができることを定める。

【資料16】実習委託契約書(案)

4 実習水準の確保の方策

1) 実習委員会の設置

すべての看護学実習を安全かつ効果的に実施することを目的に「実習委員会」を設置する。実習委員会は、各領域の基幹教員から選出された者各1名で構成され、各実習の情報(目的、方法、時期、場所)並びに学生の状況について、実習計画の段階から実習終了後の評価、課題についての情報共有までを行う。実習委員会の主な役割は以下のとおりである。

- (1) 実習目的・目標・方法、実習水準の確保・達成のための課題の検討と解決
- (2) 年間実習計画の立案・調整
- (3) 実習グループの編成
- (4) 実習指導者会議の企画・運営
- (5) 実習施設との連携・調整
- (6) 学生の実習に関連する課題の情報共有・協議・課題解決策の検討
- (7) 学生の実習に関連する問題発生時の情報共有・対応

2) 実習グループの構成と実習担当教員

実習は、各実習科目担当基幹教員と助手及び非常勤実習助手(以下「実習担当教員」)で担当する。非常勤実習助手の採用基準は看護師経験5年以上で、実習指導に1年以上携わった経験を持ち、かつ実習指導者講習会又は看護教員養成研修を受講した者であることとする。

実習は、実習水準の確保のため、1グループ4~5人の学生数を基本とし、領域ごとの実習指導体制をとることとする。同時に多くの実習施設や実習病棟で実習を計画している「基礎看護学実習I」は、基礎看護学領域の科目担当基幹教員のほかに他

領域の基幹教員 6 名、助手 2 名、非常勤実習助手 4 名を、「基礎看護学実習Ⅱ」は科目担当基幹教員、助手 2 名、非常勤実習助手 4 名を配置する。同じく、「地域・在宅看護学実習Ⅰ」では、科目担当基幹教員、老年担当基幹教員、助手 2 名、非常勤実習助手 3 名を、「地域・在宅看護学実習Ⅱ」では、科目担当基幹教員、公衆衛生担当基幹教員、助手 1 名を、「成人看護学実習Ⅰ」では科目担当基幹教員、非常勤実習助手 3 名を、「成人看護学実習Ⅱ」では、科目担当基幹教員、非常勤実習助手 1 名を配置し指導の充実を図る。その場合には、実習科目担当基幹教員が助手及び非常勤実習助手とペアを組んでサポートできる体制を取り、実習担当教員間の円滑な連携のもとに学生への効果的な実習指導を行う。

3) 実習指導者の研修

実習を依頼しているそれぞれの病院に対して、学部開設の 1 年前から、実習指導者講習会や各種研修会の情報提供を継続的に行い、実習指導に携わる予定の看護職者への参加を依頼する。また、学部開設後は、大学でも実習指導者を対象に、1 回/年、研修会を開催し、指導方法等について学習する機会を設ける。

4) e-ポートフォリオを用いた継続的な指導

Web 上に学生それぞれが実習用の e-ポートフォリオを作成し、実習の成果物を蓄積して教員と共有できるようにする。学生が自身の学習成果を振り返り、実習目標の達成状況を確認して次の課題を見出せるように活用する。また、実習指導の継続性の担保のため、各実習の開始前に、実習担当教員はポートフォリオを確認し、それまでの実習における学びや課題について情報共有し、当該実習での指導に役立てる。

学生の主体的な学びを支援する重要なツールとして e-ポートフォリオを活用するため、記載様式、記載上の留意点、活用方法について、実習委員会を中心に検討し、実習が開始される令和 7 年 8 月より前の令和 7 年 6 月末までに決定し、実習に関わる実習担当教員で共通理解を図り、学生へはオリエンテーションで説明し周知する。

5) 実習前オリエンテーションの実施

各実習前には、学生が実習の意義を理解し、積極的に主体的に取り組めるようにオリエンテーションを実施する。

オリエンテーションは、科目担当基幹教員が、実習要項をもとに実習目的・目標、実習スケジュール、留意事項等について全体的なオリエンテーションを行い、実習施設ごとのオリエンテーションでは、施設の概要、具体的な実習スケジュール、事前学習の範囲等について実習担当教員が行う。また体調管理や予防接種などの健康管理については実習担当教員とアドバイザーが連携して行う。

6) 実習中の学内日の活用

実習中には科目に応じて、学生の学びの整理のため、学内日を 1～2 日設定する。記録物の指導、実習課題の指導を通して、これまでの学習プロセスを整理し、残りの実習での課題を明確にする支援を行う。

7) 実習終了後のまとめ

実習の学びの成果、看護展開の成果、対象の反応を振り返り、整理しまとめを行う。それらをチームメンバーと討議し、学びの共有を行い、実習全体の振り返りの機会として理論と実践を統合させ、看護実践能力の修得を図れるように支援する。さらに個人面談を通して客観的な自己評価、今後の課題が見いだせるように支援する。

5 実習先との連携体制

1) 定期的な会議の開催

(1) 実習説明会

学部設置の初年度 5 月頃に実習説明会を開催し、各実習施設の責任者や実習指導者に、学部設置の趣旨、大学の教育目的、教育課程編成の考え方、看護学実習の位置づけ、実習の全体計画を説明し、協働して看護学教育に携わる意識を共有する機会を設ける。さらに、実習指導上での指導教員と実習指導者との役割分担と責任の範囲、各科目の実習の目的・目標、評価方法と評価基準、指導方法の方針などについて説明し、実習指導の重要性の理解とともに、大学と実習施設との連携・協働を働きかける。

すべての実習が開始する令和 10 年度までは毎年実施し、令和 11 年度以降は実習評価会議を兼ねて毎年大学において実施する。

【資料 1 7】実習要項（ガイドライン）

(2) 実習評価会議

当該年度のすべての実習終了後に、すべての実習施設の実習責任者及び実習指導者を交えて、各実習における目標達成の状況報告、残された課題の明確化、指導方法の検討及び情報交換等を行う。この会議を通して、学生の状況把握及び指導の振り返りの機会として、次年度の実習指導に生かし、実習施設と大学との連携・協働を進める機会とする。年に 1 回、大学において実施することとする。

(3) 実習科目別調整会議

実習開始前には、各施設の実習責任者や実習指導者と、実習担当教員は、実習施設ごとに事前打ち合わせ会議を行い、実習目的・目標や指導方法の共有化を図る。また、実習中における各学生の学修進捗の情報交換の方法、実習時の合理的配慮の必要な学生の情報等について共通に認識し、実習目的達成のための環境づくりを協働して行う。実習後には、実習内容や方法について合同の実習科目別調整会議を開催し相互評価を行い、次年度に向けての課題を明確化し、協働して改善を図る。

2) 実習の指導体制

各実習は、実習施設の実習指導者と実習担当教員が密に連携を取り協働して学生指導を行うことを原則とする。専門の領域以外の基幹教員を配置する場合には、専門領域における経験・実績が生かされる場所を選択する。さらに助手、非常勤実習助手の場合は、いつでも学生の情報共有、連絡・相談のうえ実習指導ができるように基幹教員とペアの配置とする。

全ての実習において、教員の担当する実習場所をできるだけ固定し、実習場所の特性を理解し、実習指導者とも人間関係を円滑に作れるように配慮する。

3) 実習実施の連絡体制

実習担当教員は、実習中の所在を学生及び実習指導者に知らせるとともに、連絡先を提示し、いつでも連絡が取れる体制とする。

4) 実習担当教員と実習指導者との役割分担

臨地実習の指導は、実習担当教員と、臨地の実習指導者が担う。

科目責任者は、当該実習の計画・実施においてすべての責任を持つ者とする。実習担当教員は、当該実習の目標達成のため、実習施設の実習指導者と密に連携を取り、

個々の学生に応じた直接的な指導を行い、科目責任者に代わって実習施設と調整を行うこともある。また、助手や非常勤実習助手が学生指導を円滑に進められるように指導・助言を行う。助手及び非常勤実習助手は、科目責任者及び実習担当基幹教員の指示を受けて、実習学生をそれぞれ1グループ担当し、実習の準備、実習指導者と連携を取りながら臨地での実習指導、実習記録の指導、カンファレンスでの助言、学生の相談への対応を行う。実習施設が多岐にわたる基礎看護学実習Ⅰでは、助手及び非常勤実習助手が基幹教員とペアとなり補完できる体制としている。

実習指導者は、看護実践の場に学生を受け入れ、実習施設の看護の質を担保しつつ、実習要項に基づき、学生の実習目標達成のため実習環境を整えつつ、実習担当教員と密に連携を取りながら協働して実習指導を行う。

6 実習前の準備状況（感染予防策・保険等の加入状況）

1) 感染予防に関する対策

感染予防対策として、入学年度の春の健康診断において血液検査を行い、感染症抗体価（麻疹、風疹、水とう、流行性耳下腺炎、B型肝炎）を調べる。学生には、感染症の有無と免疫獲得状況を確認し、抗体価の低い場合は予防接種を推奨すること、実習施設からの要請に応じて情報を提供すること、毎年の定期健康診断を必ず受ける必要があることを説明する。予防接種については、1年次の実習開始前までに抗体価が基準に達するように働きかける。実習施設に対しては、抗体価が基準に達していない学生の対応について予め調整しておく。また Covit-19、インフルエンザについても、流行前までに予防接種を推奨する。

実習開始からは、学生自身が自己の健康状態（体温、自覚症状）を把握し、必要時、実習担当教員や実習指導者に報告して、受け持ち対象とその周辺への感染を未然に防ぐ行動をとるように指導する。また、感染防止に必要な知識、技術を身につけ、スタンダードプリコーションの遵守など感染予防行動がとれるように指導する。

2) 保険加入

学生は、教育研究中や課外活動中あるいは通学中の災害・傷害に対して、「学生教育研究災害傷害保険」及び（一社）日本看護学校協議会共済会の総合保障制度「Will II」に加入することで、実習及びその往復、ボランティア活動、学校行事、課外活動などに伴う対人・対物賠償についても保障される。実習中の針刺し事故等の接触感染、院内感染、対象や実習先の備品に損害を与えた場合等実習で起こりうる事故に備える。これらの保険については、入学時の手続きの説明時に保険加入の必要性を説明し、保険加入することとする。加えて実習担当教員も「Will II」に加入する。

3) 守秘義務及び SNS に関する注意事項

実習中に知り得た対象の個人情報については「日本看護協会倫理綱領」及び本学部の「実習における個人情報保護に関する看護学部の基本方針」【資料18】を遵守するよう、資料を用いて指導する。また、SNSについても、実習で知り得た情報を SNS 上で公開してはならないこと、他者を誹謗中傷するような発信をしないこと、看護学生としてモラルに反するような内容を発信しないこと、などについて事例を用いて説明する【資料19】。

【資料18】実習における個人情報保護に関する看護学部の基本方針

【資料19】SNS等の活用に関する注意点

7 事前・事後における指導計画

事前準備として実習の目的・目標、実習スケジュール、実習施設等について学生に説明し、主体的に実習準備ができるように支援する。既習知識の整理や当該実習における

学習課題の検討を行うことで自己の実習目的を明確にできるように支援する。実習終了後は、実習の学びの成果、看護展開の成果、対象の反応を振り返り、整理しまとめを行う。それらをチームメンバーと討議し、学びの共有を行い、実習全体の振り返りの機会として理論と実践を統合させ、看護実践能力の修得を図れるように支援する。さらに個人面談を通して客観的な自己評価、今後の課題が見いだせるように支援する。

8 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習グループごとに実習担当教員を配置し、助手及び非常勤実習助手を配置する場合には、基幹教員とペアとして補完できる体制とする。

実習担当教員は、原則毎日実習施設に赴き、学生の当日の実習計画を確認し、必要な助言を行う。学生が初めてのケアを計画している場合には、その時間に合わせて指導できるように時間調整する。毎日行われるカンファレンスにも参加する。会議や講義等でもどうしても時間調整が困難な場合は、実習指導者と事前に打ち合わせを行い、同施設の他の実習担当教員に依頼し、指導を行う。助手及び非常勤実習助手は実習担当基幹教員にその日の状況を報告する。実習担当基幹教員は、助手及び非常勤実習助手の相談に応じ必要に応じて助言を行う。「基礎看護学実習Ⅰ」では、病院の実習において基幹教員が2グループを担当し、助手の担当グループの補完を基幹教員が行えるように配置する。病院以外の施設では、基幹教員と助手及び非常勤実習助手をペアとして互いに補完できる体制とする。「地域・在宅看護学実習Ⅰ」では、1人の基幹教員が2か所を同時に担当することとなるが、午前と午後に分け、学生の実習状況の確認を行う。「地域・在宅看護学実習Ⅱ」においては、訪問看護ステーション実習の合間の2日間を保健所実習として公衆衛生の基幹教員が担当し、専門的視点で指導を行う。

「精神看護学実習」は、2週間×2回の集中実習であるため、原則、基幹教員も宿泊して指導を行うこととする。基幹教員の宿泊施設は、実習施設の近隣のホテルとする。

「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」の指導では、指導計画に基づいて担当の実習先を効率的に巡回するとともに、学生との連絡方法を予め決めておき、毎日必ず学生から報告を受け、必要な助言を行う【資料20】。

実習担当教員の移動に関しては、時間の有効活用のため、原則自己の車で移動する。車を持たない教員に関しては、他の教員に同乗するか、公共交通機関を利用する。

また、「第8 海外研修の学外実習を実施する場合の具体的計画」に記載のとおり、海外研修（1単位）（選択）を実施し、基幹教員（国籍：中国）が引率・指導を行う。

【資料20】実習担当教員配置表及び実習科目別指導体制

9 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における実習指導者は、4～5名の1グループごとに1名を配置する。実習指導者は、5年以上の看護師経験を持ち、現在の職場で1年以上実務経験があり、実習指導者講習会を受講している者に依頼し、承諾を得ている。

実習指導者には、実習の目的・目標を十分に理解し、目的に応じた一貫した指導並びに学生の特性と能力に応じた柔軟な指導ができるように、事前に説明会を実施し、実習担当教員と密に連携をとるようにする。

10 成績評価体制及び単位認定方法

実習科目責任者は、実習担当教員及び助手、非常勤実習助手らと協議し紙面で聴取した実習指導者の意見を加味して各実習科目の目的・目標の達成状況を総合的に評価する。評価方法は、日々の看護実践、記録物、出席状況、カンファレンスへの参加状況を資料として評価基準に則り評価する。評価基準は「助言なしで思考に基づいた行動ができる」「少しの助言をすれば思考に基づいて行動できる」「助言すれば概ね理解し、一部の行動ができる」「助言すれば理解はできるが、行動には至らない」「助言しても理解で

きない」の5段階として、パフォーマンス評価表を用いる。パフォーマンス評価表に関しては、実習開始前までに、各科目担当で案を作成し、全領域の責任者で構成される実習委員会で十分吟味したうえで決定する。

成績評価点は、講義・演習と同様、AA (90～100点)、A (80～89点)、B (70～79点)、C (60～69点)、F (59点以下) であり、AA～Cは合格、Fは不合格である。

1.1 その他特記事項

実習における事故（インシデント、アクシデント）を起こさないように学生自身が十分注意するとともに、万が一発生した場合は、規定に則り速やかに報告し対処するように指導する。加えて、その一連の過程を振り返り、学習の機会として以後の事故発生防止に努められるよう指導する。

また、大学及び実習施設の避難場所、避難経路について各自確認し、地震や火災など災害発生時には、実習施設管理者、実習指導者、実習担当教員の指示に従い、自身の身を守りながら組織の一員として行動するように指導する。避難終了後には自身の状況を必ず教員へ報告させる。

第8 海外研修の学外実習を実施する場合の具体的計画

海外における看護教育や医療・看護の実践を見聞し、またそこに関わる人々と交流することによって、異文化コミュニケーションについての気づき、国際社会における看護の役割の認識、そして看護職への志向を高めることを目的とし、「海外研修（1単位）（選択）」を実施する。

1 研修先の確保の状況

中国の上海思博職業技術学院（以下「同学院」）を「海外研修」の協定先として受入れの協議を行い、承諾を得ている。同学院は本学の交流協定校（2014年締結）であり、2004年から看護学、健康情報管理等の分野を擁し、専任教員60名、学生2,200名以上が在籍している。また、上海の35の3次レベルの病院すべてと30以上の2次レベルの病院と教育およびインターンシップの協力関係を確立している。本学部は、「海外研修」の受入れの協議に基づいて、2～4年次生の希望者10人程度を募り、夏期休暇期間中の7日間の「海外研修」を実施する。

2 研修先との連携体制

これまで同学院とは、既設学部での留学生の受入を実施している。

同学院とは、令和5年7月に本学を訪問した同学院の副学長等と協議し、次のような日程での実施について了承を得ている。今後、本学部生の派遣に向けて、具体的な協議を行い、円滑な実施に向け、準備を進展させていく。

- 1日目：大分～上海（中国） 移動
- 2日目：午前 上海思博職業技術学院・看護学部のオリエンテーション
午後 学内見学
- 3日目：午前 講義受講（引率者による通訳）
午後 基礎看護の授業参加（シミュレーション演習）
- 4日目：午前 3年生の学内授業参加
午後 3年生の臨床実習のシャドーイング
- 5日目：午前 4年生の臨床実習のシャドーイング
午後 現地学生との意見交換会
- 6日目：中国文化の視察

(7日目：上海(中国)～大分 移動)

本学部からは、基幹教員(国籍：中国、日本語と中国語のバイリンガル)が引率し、本学部からの派遣学生が同学院での授業・実習等に円滑に参加できるようにする。

中国におけるシミュレーション教育等を経験することにより、看護職をめざす者として意識の向上等が図れることを特に期待している。

3 成績評価体制及び単位認定方法

- (1) すべての日程に参加することを原則とする
- (2) 研修後1週間以内に研修での学びや気づきについてのレポートを提出する。
- (3) 研修参加態度、意見交換会での参加状況及びレポートを総合して評価を行い、合格した者について、単位認定を行う。

4 その他特記事項

参加希望者については、令和8年より毎年1月に募集を行い、3月末までに参加者を決定し、4月に履修登録を行う。参加者へは、担当教員による数度のオリエンテーション等を行い、渡航の準備等を行う。

参加希望者が10名を超えた場合は、上級生から選抜することとし、落選した学生については、翌年度優先的に参加できるように配慮する。

【資料2 1】協定書(上海思博職業技術学院)(写)

【資料2 2】海外研修受入承諾書(上海思博職業技術学院)(写)

第9 取得可能な資格

1 看護学部で取得可能な資格

- ①看護師(国家資格)受験資格
卒業生全員に看護師国家試験の受験資格が与えられる。
- ②保健師(国家資格)受験資格
保健師課程を選択し保健師課程の単位を修得した者は、保健師国家試験受験資格が与えられる。
- ③養護教諭二種免許
保健師免許を取得後、「法学(日本国憲法)」2単位、「スポーツと健康」2単位、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」合わせて2単位、「数理・データサイエンス入門」2単位を取得している者は、養護教諭二種免許状の申請・取得が可能である。また、保健師免許を取得した者は、第一種衛生管理者免許の申請・取得が可能である。

【資料2 3】教育課程と指定規則との対比表

第10 入学者選抜の概要

1 入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー：AP)

本学部は、本学の建学の精神「真理はわれらを自由にする」とカリキュラム・ポリシーを踏まえ、ディプロマ・ポリシーの実現に向けて次のような学生を求める。

- AP1 生命や人権を大切にし、探求心と将来にわたり学び続ける姿勢を有していること
- AP2 看護学を学ぶために必要な基礎学力を持ち、ものごとを論理的に考える資質を有していること

- AP3 将来、看護師や保健師として地域の人々の健康のために役立ちたいという強い意志を有していること
- AP4 他人の意見を尊重し、他の職種の人とともに役割を果たす態度を有していること
- AP5 自分の考えを持ち、主体的に行動する態度を有していること

2 入学試験の区分、募集人員、受験資格、選抜方法

1) 入学試験の区分

(1) 一般選抜（別府大学個別選抜）

本学独自の学力試験及び調査書・自己調査書の結果を基に合格者を選抜する。看護学を学ぶための基礎学力・論理的考察力を判定するために、文系教科（国語、外国語）より1科目（国語と英語より選択）、理系教科（数学、理科）より1科目（数学Ⅰ・数学A、化学基礎、生物基礎より選択）の2教科2科目を試験科目とし、本学部が求める主体性・看護職への志向・判断力・表現力が備わっているか調査書または自己調査書で審査し総合的に判定する。

(2) 一般選抜（大学入学共通テスト利用）

大学入学共通テスト及び調査書・自己調査書の結果を基に合格者を選抜する。看護学を学ぶための基礎学力、それに基づく論理的思考力・応用力を判定するために、文系教科（国語、外国語）より1科目（国語と英語より選択）、理系教科（数学、理科）より1科目又は2科目（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B・数学C、物理、化学、生物、地学より1科目選択もしくは物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎より2科目選択）の2科目または3科目（大学入学共通テストでは、理科の「基礎の付く科目」は2科目を選択回答し、2科目合計で100点の配点であるため）を試験科目とし、看護職への志向や協調性、判断力・表現力が備わっているかを調査書または自己調査書で審査し総合的に判定する。

(3) 学校推薦型選抜

本学部に強く入学を希望し、探求心と将来にわたり学び続ける姿勢や主体的に行動する態度を有する者を、高等学校長等の推薦に基づき選抜する。基礎学力と論理的思考力を指定校推薦では口頭試問、一般推薦では小論文及び面接で判定し、学び続ける姿勢や主体的に行動する態度を調査書または自己調査書で審査し総合的に判定する。

(4) 総合型選抜

本学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力があり、出願資格を満たしていれば、自分の意志で出願できる。小論文及び面接を実施するとともに調査書やエントリーシートの結果を基に合格者を選抜する。将来、看護師や保健師として地域の人々の健康のために役立ちたいという強い意志を有しているか、また協調性や主体性などを多面的に判定する。

2) 募集人員等

選抜区分別の募集人員は、次のとおりである。

【表 10】 選抜区分別の募集人員

選抜区分	募集人員	入学定員
一般選抜（別府大学個別試験）	30名	80名

一般選抜（大学入学共通テスト利用）	5名	
学校推薦型選抜	40名	
総合型選抜	5名	

* 募集人員の割合 学校推薦型選抜 50% (40名)、一般選抜 44% (35名)

3) 出願資格

(1) 一般選抜（別府大学個別選抜）

出願資格は、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 高等学校・中等教育学校を卒業した者、または2025年3月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または2025年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および2025年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 一般選抜試験（大学入学共通テスト利用）

一般選抜の出願資格を有し、大学入学共通テストにおいて、本学部が指定する試験科目を受験した者とする。なお、過年度の成績利用については、過去3年分まで利用可とする。

(3) 学校推薦型選抜

出願資格は、次の①～③の全てに該当し、④の条件(ア)～(ウ)の1つ以上に該当する者とする。

- ① 2025年3月に高等学校、または中等教育学校を卒業見込みの者
- ② 高等学校長等が責任をもって推薦する者
- ③ 本学を専願とする者で、調査書の全体の学習成績が3.5以上の者
- ④ 下記条件ア～ウの1つ以上に該当する者
 - ア 看護学を学ぶ適性がある者
 - イ 部活や生徒会など活動が顕著で、積極性かつ主体的に取り組んできた経験がある者
 - ウ 3年間欠席が少なく、高校生として生活態度が他の模範である者

(4) 総合型選抜

一般選抜の出願資格を有し、本学を専願とし、以下①～④の1つ以上に該当する者とする。

- ① 本学部で学びたいと強く希望する者
- ② 看護学に強い関心を持つと同時に、学ぶにふさわしい意欲・能力の持ち主であることを学業成績や資格検定試験、部活動や所属団体の実績等により確認できる者
- ③ 部活動・生徒会・各種委員会・学外の団体等において、積極的かつ主体的に活動に取り組んできた者
- ④ 生命や人権を大切にし、探求心と学び続ける姿勢を有しており、将来、看護師や保健師として地域の人々の健康のために役立ちたいという強い意志を有している者

4) 選抜方法

選抜区分別における選抜方法は、次のとおりである。

【表 11】 選抜区分別における選抜方法

選抜区分	学力試験（教科・科目）、面接など
一般選抜 （別府大学個別選抜）	国語、外国語（英語）より1教科1科目選択 数学（数学Ⅰ・数学A）、理科（化学基礎、生物基礎） より1教科1科目選択 調査書・自己調査書
一般選抜 （大学入学共通テスト）	国語、外国語（英語）より1教科1科目選択 数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B・ 数学C）、理科（物理、化学、生物、地学より1科目 選択、もしくは物理基礎、化学基礎、生物基礎、地 学基礎より2科目選択）より1科目選択 調査書・自己調査書
学校推薦型選抜	【指定校推薦】口頭試問、調査書・自己調査書 【一般推薦】小論文及び面接、調査書・自己調査書
総合型選抜	小論文、面接、調査書・エントリーシート

5) アドミッション・ポリシーと選抜区分との関連

本学部が定める人材養成像に基づく看護師を養成するためには、「主体性」「知識・思考力」「看護師への志向」「協調性」「判断力・表現力」の5領域を必要としている。特に高等学校段階までに看護学を学ぶことができるだけの「知識・思考力」を習得していることや、確固たる「看護師への志向」は、入学後の学びや継続性に深く影響する。具体的には基礎的な理数科系の知識や論理的思考力、日本語や英語の語学力、読解力、コミュニケーション力を有することと、看護への関心である。よってこれらを評価するために、一般選抜においては出願書類（調査書、自己調査書）及び学力試験により総合的に評価する。学校推薦型選抜（指定校推薦）では口頭試問、口頭試問、学校推薦型選抜（一般推薦）・総合型選抜では小論文及び面接試験で知識・思考力を評価し、調査書・自己調査書又は調査書・エントリーシートにより多面的かつ総合的に評価する。

アドミッション・ポリシーと選抜区分との関連は、次のとおりである。

【表 12】 アドミッション・ポリシーと選抜区分との関連

選抜種	選抜方法	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	配点
		主体性	知識・思考力	看護師への志向	協調性	判断力・表現力	
一般選抜 （別府大学個別選抜）	学力試験	—	◎	—	—	—	200点
	調査書	○	○	—	—	○	25点
	自己調査書	—	—	○	○	—	25点
一般選抜 （共通テスト利用）	共通テスト	—	◎	—	—	—	200点
	調査書	○	○	—	—	○	25点
	自己調査書	—	—	○	○	—	25点
学校推薦型選抜	口頭試問（面接含む）または小論文	—	○	—	—	—	100点

	調査書	○	◎	—	—	○	50点
	自己調査書	—	—	○	○	—	50点
総合型 選抜	小論文	—	○	—	—	—	50点
	面接	◎	—	◎	◎	◎	50点
	調査書	○	◎	—	—	○	50点
	エントリーシート	—	—	○	○	—	50点

*アドミッション・ポリシーと、より関連性が高い方を◎としています。

6) 科目等履修生の受け入れ

(1) 科目等履修生の受け入れ

科目等履修生については、本学の「科目等履修生規程」に基づき、若干名を受け入れる予定である。受け入れに当たっては、看護師免許を有する者で保健師資格や養護教諭二種免許の資格を得ようとする者が想定される。

第11 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

1 教員組織の編制

本学部の教員編制は、本学部の収容定員 80 人に対し、大学設置基準で必要とされる基幹教員数 12 人(うち教授 6 人以上)を満たす教員数及び教授数を配置することとし、基幹教員として教授 10 人、准教授 3 人、講師 6 人、助教 8 人の計 27 人を配置する。加えて、助手 2 人を配置し、専門教育や実習指導の充実を図る。

教員編制に際しては、臨床の実務経験や能力、研究業績、学位の取得状況(博士号、修士号)等を考慮し、大学院の設置も見据えて適性ある人材で編制する。27 名の基幹教員は、11 名が博士号を、15 名が修士号を有している。また、26 名の基幹教員が看護師免許を有しており、うち保健師免許保有者が 7 名、助産師免許保有者が 6 名、養護教諭一種免許保有者が 1 名となっている。また、がん看護 CNS 資格保有者が 1 名(がん化学療法 CN も保有)、認定看護管理者免許保有者が 2 名おり、総じて看護の教育・研究・実践能力で調和のとれた教員集団になっている。さらに、優れた基礎医学の研究者であり看護教育にも携わっている教員を 1 名配置し、看護に不可欠な生物学的人間の理解について強化できる体制を整えた。

そして、研究領域や職位に偏りのないよう留意し、それぞれの領域に教授又は准教授が配置されるよう、各領域に 3 名以上の基幹教員の配置(小児看護学と専門基礎分野を除く)を行う。年齢的には、通常適用される定年年齢(教授 65 歳、准教授以下 60 歳)を超える教員が完成年度で 14 名となる。これらの教員は、開学時から指導的な立場として学部発展の基礎作りをするうえで必要と判断し、採用に至った。今後は「4 教員組織の継続性」に後述するとおり、基幹教員の新規採用等 20 歳代から 40 歳代の教員を積極的に採用することで、教育組織の継続性及び教育研究の活性化等の改善に努めるものとする。

【表 13】領域別・職位別の教員構成 (単位：人)

領域	基幹教員				助手
	教授	准教授	講師	助教	
基礎看護学	3	0	1	1	2
地域・在宅看護学	1	1	0	1	
成人看護学	0	2	1	1	

老年看護学	1	0	1	1	
小児看護学	1	0	0	1	
母性看護学	1	0	0	2	
精神看護学	1	0	1	1	
公衆衛生看護学	1	0	2	0	
専門基礎分野	1	0	0	0	
計	10	3	6	8	2
	27				

2 教員配置と科目担当

教養科目群の学部共通科目については、主に文学部、食物栄養科学部、国際経営学部の基幹教員が兼担で担当し、人間形成に役立つ幅広い教養教育が実現されるよう配慮する。

専門科目群の主要科目については、本学部の基幹教員が科目を担当する。また、看護実践能力を修得するための実習系科目には、当該専門領域の基幹教員が担当することを基本とする。基幹教員の担当科目数については、特定の基幹教員の負担が過重にならないよう配慮する。

さらに、演習科目や実習等を補助する助手2名および実習非常勤助手4名を配置し、教育効果の向上と教員の負担軽減を図る。また、主要と認める授業科目には基幹教員を配置している。

3 教員の職位・保有学位及び年齢構成

本学部の教員は、設置時の令和7年度には15名が着任し、令和8年度に10名、令和9年度に2名が着任する予定である。助手2名は令和7年度に着任する。

各採用年次における学位保有状況は表14のとおりである。なお、現在、上位の学位の取得に向け、博士課程に在学中の者もいる。

【表14】 教員の学位保有状況 (単位：人)

		博士	修士	学士	その他	合計
開設年度末 (令和7年度末)	教授	5	0	0	1	15
	准教授以下	1	8	0	0	
2年目末 (令和8年度末)	教授	8	0	0	1	25
	准教授以下	2	14	0	0	
完成年度末 (令和10年度末)	教授	9	0	0	1	27
	准教授以下	2	15	0	0	

また、各採用年次における教員の年齢構成（完成年度末の年齢）は、表15のとおりである。

【表15】 教員の年齢構成 (単位：人)

		71歳～	70歳～66歳	65歳～61歳	60歳～56歳	55歳～51歳	50歳以下	合計
開設年度末	教授	1	3	1	0	0	1	15

(令和7年度末)	准教授以下	0	<u>0</u>	<u>3</u>	0	3	3	
2年目末 (令和8年度末)	教授	<u>1</u>	<u>5</u>	1	0	1	1	25
	准教授以下	0	<u>2</u>	<u>3</u>	2	3	6	
完成年度末 (令和10年度末)	教授	<u>4</u>	<u>4</u>	0	0	1	1	27
	准教授以下	<u>0</u>	<u>6</u>	0	2	7	2	

(注)通常の定年年齢(教授65才、准教授以下60歳)を超えるものは太字にし、アンダーラインを付した。

4 教員組織の継続性

本学の教員の定年は、「学校法人別府大学職員就業規則」【資料24】に、教授の職にある者は65歳、その他の教職員は60歳と定められている。通常の定年年齢(教授65歳、准教授以下60歳)を超える教員は、開設年度末に7名おり、完成年度末に14名(教授8名、准教授以下6名)いる。これらの教員は、いずれも教育や実務の経験が豊富で、開学時から指導的な役割を担える方々であり、学部発展の基礎作りをするうえで必要と判断し、採用に至った。これら通常の定年年齢を超える教員については、「学校法人別府大学職員の定年の特例に関する規程」【資料25】により、新学部完成年度の末日の年齢を定年の年齢とすることを定めている。したがって、完成年度まで教員全員の就業は確保されており、教育組織の継続性に支障は生じない。

また、本学部の完成年度末に定年退職者が生じることの対策として、教育研究業績が一定の水準にあり、就労意欲が高い定年退職者については、本学が必要とする場合は、本人の意思や健康状態を確認したうえで、定年退職後の再雇用(継続雇用)を行うこととする。また、退職者の後任を補充する際には、本学部の教育研究を発展的に継承できる中堅・若手教員を育成するため、30歳代から40歳代の教員を積極的に採用することで、教育組織の継続性及び教育研究の活性化を図ることとする。

そのためには、後任となる教員の候補者の確保に計画的に取り組むことが必要である。開学後に本学部教育に関わる専任助手、非常勤実習助手、そしてNPやCNSの方々に対して、本学部教育への関心がさらに高まるように、教授学習方略についての最新の知識を基幹教員とともに学ぶ研修会を以下のように継続的に開催する。

- 1) 令和7年度前期：講演「自ら学ぶ力はいかにして育つのか、その教育・開発に関する研究的アプローチ」
- 2) 令和7年度後期：講演「本学部におけるシミュレーション教育の教授学習方略」
- 3) 令和8年度前期：講演「看護学生の自己効力感を高める精神的支援の在り方」
- 4) 令和8年度後期：講演「インストラクショナルデザイン(教育設計学、ID)の看護教育における適用」
- 5) 令和9年度前期：シンポジウム「Z世代の看護学生の特性をどのように捉え、どのように成長を促すか」
- 6) 令和9年度後期：シンポジウム「看護学実習における看護職と看護学生のパートナーシップについて考える」
- 7) 令和10年度前期：研究発表会「看護学部と実習施設とのコラボレーション(1)」
- 8) 令和10年度後期：研究発表会「看護学部と実習施設とのコラボレーション(2)」

また、若手教員や助手、さらに外部関係者には、研修会への参加を通して、研究経験が豊かな教員との共同研究を推進し、学会発表や看護学部紀要への論文掲載までをサポートする。このようにして、後任となる若手教員の候補者の確保に努める。

そして、学位取得を目指す教員・助手に対しては、進学についての個別のサポートも行う。さらに本学部の知名度を高めるために、SNSを介して、常にアップデートされたキャンパス情報の発信を行う。

これらの継続的な活動に加え、開学3年目からは基幹教員の新規採用に関する検討を学内でを行い、その後公募を開始する計画である。内部昇任については、開学初期の段階から本学の資格審査基準を念頭に、計画的に各自の課題克服のための方向付けができるようにする。昇任には、研究業績とともに教育力が重要であるため、各領域の長は、領域内教員の教育力向上のための支援を計画し継続的に行うものとする。それには、教員相互の授業参加による評価、看護系学会主催の研修会への参加等が挙げられる。また、各種委員会組織における委員長の役割は教授に限らず、若手教員にも任命する方針である。それによって、組織をけん引する力を向上させることができると判断している。

【資料24】学校法人別府大学職員就業規則（抄）

【資料25】学校法人別府大学職員の定年の特例に関する規程

5 教員の配置と研究室

本学部所属の27名の基幹教員及び2名の助手の研究室は、すべて亀川キャンパスの新校舎に配置し、領域別にフロア分けすることによって、日常的な連携が円滑に進むよう整備する。研究室は全部で31室あり、うち29室が個室、2室が各2名収容の共同研究室で、基幹教員は個室を使用し、助手2名は共同研究室を使用する予定である。個室の教員研究室には、個人のワークスペースのほかに4名の会議用テーブルと椅子を設置して、学生指導がスムーズに行えるよう計画している。また、コミュニティスペースを研究室に隣接させ、他領域の基幹教員や学生とのコミュニケーションの促進に活用できるように計画している。

第12 研究の実施についての考え方、体制、取組

1 研究の実施体制

1) 研究の実施についての考え方

本学部における研究は、基礎研究と実践研究の二つを戦略的に維持・強化していくことが重要と考えている。看護学の発展のためには、研究結果を反映した効果的な教育と科学的な実践が重要である。常日頃から、抱いた疑問が研究疑問として成立するかを検討を積み重ねていくこと、単独でできる研究計画を描いてみること、共同で行うべき研究課題を見出すこと等、思考し成文化しておく習慣が研究能力を高めるために重要であることを、教員に周知する。

基礎研究に関しては、各領域において基盤となる知識の探求につながるオリジナル性の高い研究を推進する。領域横断的な研究テーマについても、異なる領域の教員同士での共同研究も行いやすいように、教務委員会や実習委員会等の学部内委員会をベースとしたチームでの研究を推進する。

実践研究に関しては、臨地実習施設との連携による共同研究を推進する。

本学部の研究成果は、単に学術論文や学会発表などアカデミックな場での成果にとどまらず、学生教育への反映及び還元、卒業生へのリカレント教育、現場で働く看護師への情報提供及び地域住民への講演会等の実施などにもつながるように、発表する機会を積極的に設ける。

各教員は、週1～2日研究活動のみに従事する日（授業や実習指導を行わない日）

を設定して、研究時間を確保するようにする。科学研究費への新規の応募を促進し、採択率を 30%以上になるように研究支援体制（科学研究費取得経験者による研究方法や申請書の記載に関する指導等）を充実させる。科学研究費以外の研究助成金の公募等についても積極的に研究計画書を提出できるように最新の情報を総務・研究推進課から提供して、外部資金の獲得を推進する。

これらの実現に向けて、看護の各領域責任者と総務・研究推進課等の事務系職員との連携を強化し、組織的・継続的に支援を行っていく。

2) 研究環境の整備

研究施設に関しては、各研究室に 2 台のモニターを備えた PC 環境を整備するなど、研究に充分に取り組めるように、施設設備等のハード面を整備する。ソフト面については、現有施設の附属図書館等と連携しながら、国内外の電子ジャーナルの閲覧権限を付与するなど整備する。また、本学部教員の研究計画に応じて、本学にすでに設置してある教育研究施設であるメディア教育・研究センター、地域社会研究センター等の支援が得られるように連携の体制を整える。

研究費については、基幹教員 1 人当たり研究費 35 万円（研究旅費 15 万円を含む）と共同研究費 100 万円を本学部に予算配分する。加えて、従来から学長裁量経費を予算配分し、学内公募によって優れた研究を採択・支援しており、本学部もその支援対象に加えることによって研究活動を促進する。

研究成果の公表に関しては、本学部独自の紀要を発刊して、教職員（学生も含む）の研究成果を発表できる機会を設ける。本学部独自の紀要を発刊する意義は、一つには、学会論文発表が難しい分野において、特に若手の研究者の研究発表の場を確保することにあり、看護系大学の紀要においては、若手教員の研究発表の場になる。

加えて、年 1 回以上研究発表（学生も含む）を企画するなど、学部内の研究活動の機運を高めるとともに、研究内容についての相互理解を図る。また、学部 FD 委員会が主体となって、希望する教員には、学生や地域住民と連携した研究グループ（研究会）を発足させて、実践研究の足がかりにしてもらう。

研究倫理に関しては、本学部に研究倫理委員会を設置し、研究倫理審査体制を整える。

基幹教員及び助手は、他学部と同様に、裁量労働制を適用し、研究活動に従事しやすい労働環境を整備している。

3) 研究サポート体制

大学事務局総務・研究推進課の職員を中心に、科学研究費補助金等外部資金情報の収集と教員への周知、科学研究費補助金の獲得のための研修会の実施、同補助金の申請業務のサポート、獲得した外部資金管理等の事務手続きの支援を行う。また、学長裁量経費等を活用し、学内公募の競争的研究費を配分し、外部研究費の獲得につなげる研究プロジェクトの立ち上げ等の支援を行う。

第 13 施設、設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

本学部の設置が予定されている場所は、別府市亀川にある別府医療センターの敷地内にある同センター附属大分中央看護学校（令和 7 年 3 月閉校予定）の敷地であり、ここに本学部専用の校舎群を整備し、亀川キャンパス（別府市内竈 1430 番地）とする計画である。また、既設の 3 学部と短期大学部が利用する石垣キャンパス（別府市北石垣 82 番地）も教養科目で使用する予定である。本学の校地面積は、共用部分を含めて

67,942 m²（うち亀川キャンパスの校地面積 2,794 m²）あり、大学設置基準上必要となる面積 22,940 m²を上回っている。

1) 亀川キャンパスにおける校地・運動場の整備計画

亀川キャンパスに位置する本学部の校地は、大分中央看護学校の教室棟・体育館・食堂棟の建築面積の合計 1,871 m²、及びこれら 3 つの既存施設のすぐ横に新たに建築する実習・研究室棟の用地 924 m²の合計 2,794 m²である。この大分中央看護学校の教室棟・体育館・食堂棟の建物及び土地は、別府医療センターから定期建物賃貸借契約【資料 26】により 20 年間（令和 7 年 4 月 1 日より令和 27 年 3 月 31 日まで）賃借することが決まっている。また、新校舎の建築用地は事業用定期借地権設定契約【資料 27】により 21 年 2 ヶ月間（令和 6 年 2 月 1 日より令和 27 年 3 月 31 日まで）賃借することが決まっている。

大分中央看護学校の敷地は、上記の校地 2,794 m²を含めて 9,261 m²あり、本学はこの土地を本学部専用の学校用地として利用することが別府医療センターから認められている。この学校用地 9,261 m²から校地面積 2,794 m²を除いた残りの面積は 6,467 m²あり、学生や教職員の交流や休息、駐輪場等の場所（空地）として十分な広さを備えている。この空地 6,467 m²については、所有者の別府医療センターの協力を得て、校舎に囲まれたエリアは、インターロッキング舗装、植栽等による緑化、ベンチの設置など環境を整備したうえで中庭（テラス）として利用に供する計画であり、校舎の周囲の空地は駐輪場や駐車場として整備する計画である。

【資料 26】定期建物賃貸借契約書（写）

【資料 27】公正証書（事業用定期借地権設定契約公正証書）（写）

【表 16】亀川キャンパスの土地利用と校地、空地等の面積（単位：m²）

利用分類		土地面積	校地	学校用地
既存建物敷地 (借用)	教室棟	635.37	2,794.27	9,260.88
	体育館	778.23		
	食堂棟	457.10		
	計	1,870.70		
新校舎用地（借用）		923.57		
空地		6,466.61	—	

亀川キャンパスは、別府医療センター敷地内の閑静な場所に位置する。病院以外に唯一東側で隣接するのは障がい者福祉で有名な社会福祉法人「太陽の家」である。その周りは古くからの住宅地で、幹線道路からも数十メートルの距離があるため、非常に落ち着いた環境である。

亀川キャンパスに屋外運動場はないが、バスケットコートが 2 面とれる専用の体育館があり、スポーツ用の備品も備わっており、体育施設としては十分な広さと機能を有している。また、この体育館には行事用の舞台があり、講堂としても利用できる。

校舎や体育館の周りには、前述したとおり休憩に適した空地や植栽があり、校舎内にもスチューデントホール（67 席）や、食堂に利用できるカフェテリア（117 席）がある。スチューデントホールやカフェテリアには自動販売機やウォーターサーバーを設置するなど、学生が休息できる環境を整備する計画である。

亀川キャンパスは、最寄駅の JR 日豊本線亀川駅から徒歩 5 分の位置にある。JR 亀川駅は、別府駅から普通列車で 6 分、大分駅から 23 分で到着でき、一日に普通列車が上り 30 本、下り 44 本、特急列車が上り 7 本、下り 7 本停止し、通学時間帯には普通列車が 1 時間に 2 本から 4 本、特急電車も 1 本停車する。このように亀川キャンパスは、通勤通学に便利な場所である。

2) 石垣キャンパスの既存校地の活用

本学部の教養科目の大半は、既存の 3 学部及び短期大学部が利用する石垣キャンパスの教室を使用して 1 年次に履修する計画である。

石垣キャンパスも閑静な住宅地に位置し、校地は 65,148 m²あり、大学の既存の学部や短大と共用である。石垣キャンパス内には運動場（グラウンド）が整備されている。また、「2 校舎等施設の整備計画」で後述するように、石垣キャンパスには 2 つの体育館（1,695 m²）（1,462 m²）と剣道場（688 m²）、柔道場（234 m²）が設置されている。さらに、授業や学生の健康増進のために利用できるトレーニング機器を備えた健康センター（263 m²）が整備されている。これらの施設は、看護学部の学生も利用できる。

このほか、キャンパスの近くに野球グラウンド（12,749 m²）とテニスコート（4,867 m²）を備えている。

キャンパスのほぼ中央には人工芝の広場があり、テーブルやベンチを配置しているほか、学生ホールにもテーブルや椅子を整備して学生が休息する十分なスペースを確保している。

石垣キャンパスは、J R 別府大学駅から徒歩約 10 分の距離にある。また、J R 別府大学駅は亀川キャンパスの最寄駅の J R 亀川駅の隣駅で、列車での移動に要する時間は約 3 分である。

2 校舎等施設の整備計画

本学部の校舎等施設は、亀川キャンパスにある大分中央看護学校の既存の教室棟・体育館・食堂棟（延床面積 4,254 m²、うち校舎面積 3,299 m²）を賃借して活用する。また、最新の実習室や教員研究室を備えた実習・研究室棟（延床面積 3,266 m²、うち校舎面積 3,299 m²）を新たに建築する。

既設の石垣キャンパスの教室も教養科目で使用する予定である。本学の全体の校舎面積は、共用部分を含めて 37,872 m²（うち亀川キャンパスの校舎面積 6,565 m²）あり、大学設置基準上必要となる面積 15,304 m²を上回っている。

なお、亀川キャンパスには学生寮がないが、周辺には学生が入居できる協力アパートを確保し、希望者に紹介する計画である。また、石垣キャンパスには学生寮（100 名収容）があり、本学部の学生も希望すれば抽選のうえ入寮可能である。

1) 亀川キャンパスの既存校舎の活用

亀川キャンパスには、令和 7 年 3 月に廃止される予定の大分中央看護学校の教室棟、体育館、食堂棟、駐輪場等がある。これらの建物については、前述のとおり、別府医療センターと 20 年間の定期賃貸借契約を締結している。このうち教室棟は、平成 4 年建造の RC 構造 4 階建である。もともと 100 人の入学定員の看護師学校 3 年課程を想定して建築されていたこともあって、比較的余裕のあるつくりになっている。

これらの教室棟、体育館、食堂棟は、本学部開設後の令和 7 年度前学期に改修し、夏休み中に改修を終え、令和 7 年度後学期から本学部の教室、食堂等として使用する計画である。なお、令和 7 年度前学期は新校舎のみを利用することとなるが、下記 4) で述べるように教育に支障は生じない。

事務室は、1 階玄関の正面に位置し、面積は 41 m²あり、執務環境として適当な広さと機能を備えている。

事務室の周囲には、改修後、学長室、学部長室、非常勤講師控室、応接室、会議室、保健室、進路指導室、学生相談室を設ける。保健室は専任常駐の看護師ではなく、執務に余裕のある教員が連携して分担することとし、容体によっては別府医療センターで診察を受けるなどの連携を図る。

ロッカールーム（更衣室）は、女性用と男性用を設置する。女性用のロッカールームには余裕をもって収容定員を超える 360 人分のロッカーと更衣用ベンチを配備し、男性用のロッカールームには収容定員の 2 割の 64 人分のロッカーを配備する。

前述のとおり、亀川キャンパスの専用体育館は、バスケットコートが 2 面とれ、スポーツ用の備品・用具室も備わっており、体育施設としては十分な広さと機能を有している。また、体育館にはサークル室を 4 部屋設けて、亀川キャンパスでサークル活動ができるように環境を整備する計画である。

食堂棟は、大規模な改修を施し、学生の食堂兼自習スペースとしてカフェテリア（117 席）を整備する。また、カフェテリアと廊下を挟んだ向かい側に専用の自習室を設置し、自学自習に専念できる静かな環境を整備する計画である。

2) 亀川キャンパスの新校舎の建設

亀川キャンパスの大分中央看護学校の既存校舎は、前述のとおり余裕のあるつくりであるが、専門学校仕様のため、教員研究室がなく、実習室の機能も十分とは言えない。このため、隣接して新校舎（実習・研究室棟）を建設する。

新校舎は、令和 7 年 1 月竣工予定の RC 構造 4 階建てで、基礎看護学と地域在宅・老年看護学のシミュレーションルームが各 1 室、アクティブラーニングルームが 1 室、情報ライブラリーが 1 室、グループワークルーム（ゼミ室）が 6 室、スチューデントホールが 1 室のほか、女子トイレにスタイリングコーナーを設けるなど、既存の校舎棟を補完し、更に教育学習環境を向上させている。また、既存校舎と各階を連絡通路でつなぐことにより、昇降機のなかった既存校舎のバリアフリー化を実現する計画である。

教員研究室、共同研究室、コミュニティスペース及び自習室等も整備するが、詳細は前述「第 1 1 5 教員の配置と研究室」のとおりである。

3) 石垣キャンパスの既存校舎の利用

前述したように、本学部の教養科目の大半は、既存の大学 3 学部及び短期大学部が利用する石垣キャンパスの教室を使用して履修する計画である。

石垣キャンパスには、18 棟の校舎と 2 つの体育館、剣道場、柔道場、サークルハウス、運動場等があり、大学 3 学部 6 学科、大学院 2 研究科 4 専攻、短大 2 学科 1 専攻科のメインキャンパスとなっている。校舎の延床面積は、38,327 m²あり、講義室 69 室、演習室 93 室、実習室 51 室、実験室 24 室を備えている。教員研究室は 140 室あり、現在の教員数 130 名（大学 92 名・短大 38 名）を超える研究室を有している。

令和 5 年度の講義室使用状況は、【資料 28】のとおり、講義室の最大利用時でも 83%の利用となっており、講義室の収容人員の差はあるが、12 室の空き教室があり、講義室使用のシミュレーションの結果、本学部の教養教育を行うのに十分な講義室があることを確認した。

【資料 2 8】令和 5 年度講義室使用状況

4) 教室等の授業等使用計画

令和 7 年度開設当初は、亀川キャンパスの新校舎 2 階のアクティブラーニングルームを講義室として使用し、実習は同じ階にある基礎看護学シミュレーションルームを用いて実施する。また、グループワークを行う場合は、新校舎 1 階に 6 室あるグループワークルームを使用する。教養科目は一部の科目（オンライン科目等）を除き、週 2 日、石垣キャンパスの講義室を利用して実施する。令和 7 年度前期については、亀川キャンパスでの授業は、以上の教室使用で対応する計画である。

なお、令和 7 年度前学期に既存教室棟や体育館、食堂棟の改修を行う計画であるが、大きな音が出る工事はできるだけ石垣キャンパスで教養科目を受講する日又

は土曜日に行い、教育に支障が出ないよう計画する。

令和7年度後期からは、亀川キャンパスの改修の終えた既設校舎棟の普通教室8室を運用し、講義等を実施する。なお、教養科目は、前期と同様である。

また、本学部シミュレーション教育の1つの特徴として、教育効果を高めるため、各シミュレーションルームの向かい側や隣にデブリーフィングを行う教室を配置し、短時間での移動となるように工夫している。

【資料29】時間割(案)

5) デジタル環境が充実した学習環境

看護教育の柱の1つであるシミュレーション教育の効果を高めるために、講義室・実習室など新キャンパス全体にわたりデジタル環境を整備する。ネットワークインフラとしては、既にSINETと10Gbpsの専用回線で接続されている石垣キャンパスに、新たに亀川キャンパスと幹線10Gbpsの高速専用回線で接続し、両キャンパスを一体化した安定したネットワーク環境を構築する。さらに、亀川キャンパスの全教室でWi-Fi 6の導入を行い、教室内での高速・安定なインターネット接続環境を提供する。学生はBYOD (Bring Your Own Device) によりタブレット端末を必携とし、いつでもどこでも学習リソースにアクセス可能な環境を整える。また、デジタル教科書の採用により、紙の教科書が抱える物理的な限界を克服し、常に最新の教材や情報にアクセスできる環境にも対応する。なお、IT教材として「ナーシング・スキル・ジャパン」「Medi-EYE」「ビジュアル・サブスクリプション」を導入する。

授業形態についても、ハイブリッド授業やハイフレックス授業に対応可能なように、映像収録システムや映像配信システムを整備する。また、各シミュレーションルームに設置する録画システムは、授業内容の配信及びアーカイブ化を可能にし、学生が後で内容を振り返り、理解を深められるよう活用を推進する。特に、シミュレーション教育では、デブリーフィングの質が学習効果に大きく影響するため、振り返りの際に多角的な視点による振り返りが可能となるように、看護師の言動・患者の反応・各種バイタル値など複数の映像を同期して一つの動画として記録・配信できる映像システムや高機能シミュレーターを活用する。これらのデジタル環境を整備し、学生の視覚・聴覚・触覚を総動員して対象のアセスメントに必要な情報収集を行い、それらを統合して対象に必要な看護を思考するためのリアルな演習とするため以下の設備を導入する。

①高機能シミュレーター

高機能シミュレーターについては、顔色が変わり、会話も可能、呼吸音や心音も聴取でき、生体機能を多角的に設定し臨場感のある体験をすることができる設備。

②動画の収録・データ管理システム

動画の収録・データ管理システムについては、教員や学生のデモンストレーション動画を共有しながらデブリーフィングを行うことで根拠を踏まえた思考を促し、手順にこだわらない技術の修得が可能となる。また、動画をいつでもどこでも繰り返し視聴できるため、事前学習及び演習中にグループで画像を確認しながらディスカッションし、演習後の復習にも活用できる。

映像を確認することで、実施中には気づかなかった対象の反応や自己の提供したケアを客観的に振り返り、知識の集積や技術の修得、看護師としての態度の修得にも役立つことが期待できる。学生はこの一連の知的活動を通して、看護専門職としての省察を深め、よりよい看護を思考する探求心を身につけることにつながる。DXを活用した学習環境を整え、反転授業とアクティブラーニングを併用することで主体性、積極性を促し、思考力・判断力・実践力の向上を目指す。

6) 教具備品の整備

教具、校具、備品類については、大分中央看護学校の備品類で使用可能なものについて、別府医療センターから令和6年度末に2,790点の有償譲渡を受けることとしている。また、これらに加えて、大学の看護教育にふさわしい教具1,355点、校具・備品4,586点を新たに購入・整備する計画である。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 図書館施設の整備計画

亀川キャンパスの新校舎1階に、新たに図書室（以下「情報ライブラリー」）を整備する。情報ライブラリーの床面積は368㎡、閲覧席は58席である。閲覧席の10席は、キャレル型の集中ブース席とし、うち3席はAVブース席を兼ねる。書架の収容能力は約18,000冊あり、開学時に13,479冊の配架を計画しており収容力には余裕がある。

図書貸出システムは、本学の石垣キャンパスと共通のものを利用し、石垣キャンパスの図書も検索・貸し出しできるようにする。図書検索は、学生用の専用端末を2台設置するほか、学生各自が保有するPC又はタブレット端末から自由に検索できるようにする。

情報ライブラリーの開館時間は、平日の8:30から20:00を予定している。この間は、学生は自由に図書を閲覧したり、自習したりすることができる。図書の貸し出しは、8:30から17:00の間は図書館司書が常駐し、迅速に貸し出し、返却ができるようにする。また、17:00以降もパートの図書館職員を配置する。

石垣キャンパスにある本学附属図書館は、キャンパスの中央に位置する24号館（6階建）の1階から3階までを占め、閲覧スペースは863㎡で閲覧席数は201席、OPAC検索用席数は8席あり、学生の利用に十分なスペースを有している。蔵書の検索は、WebOPACによって行うことができ、パソコンでも携帯電話からでも利用可能である。

なお、亀川キャンパスの学生が附属図書館の図書を借りるときは（石垣キャンパスの学生が看護学部の情報ライブラリーの図書を借りるときは）、学内メール便（職員が一日1回キャンパス間を往復して書類や伝票を受け渡す仕組み）によって貸し出し希望図書の相互の受け渡しを行う計画である。

2) 図書の整備計画

亀川キャンパス情報ライブラリーの図書については、カリキュラムを考慮し、教養図書から専門図書までを体系的に選定し整備する。具体的には、大分中央看護学校から引き継ぐ11,661冊に加え、開設の前年度に1,818冊（うち専門科目に関わる内国図書1,267冊、外国図書50冊）を購入する【資料30】。以後も計画的に新刊図書等を整備し、必要な書籍等を充実していく計画である。

同じく専門雑誌も看護学分野を体系的に選定し、『看護研究』や『International Nursing Review』など21の学術雑誌【資料31】を新規に購読する。デジタルデータベース、電子ジャーナル等においては、本学部の開設にあたり、医学中央雑誌刊行会が提供する国内医学論文情報データベース「医中誌Web」を導入する。電子書籍として学術雑誌を横断的に閲覧・検索・利用できるメディカルオンラインイーブックスライブラリーを導入し、看護学分野の専門雑誌及び学会誌の入手を可能とする。

また、石垣キャンパスの附属図書館の所蔵資料数は、令和5（2023）年度当初現在で約37万冊である。図書館は大学と短期大学との共有部分となっており、例年約3,300冊の図書を受け入れている。雑誌は約3,400種（所蔵）・383種（年間受入）、電子ジャーナルは4種所蔵しており、図書と合わせて既に十分な蓄積がある。

【資料30】専門科目に関わる新規購入図書（内国書、外国書）一覧

【資料31】 専門雑誌・データベース年間契約一覧

3) 図書館間相互の協力及び学術情報の保存・発信

本学附属図書館では、国立国会図書館、全国の公共図書館と相互に資料を提供している。特に全国の大学図書館とは、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT(大学図書館等の総合目録データベース)及び NACSIS-ILL(図書館間相互貸借サービス)を活用することで、より強力な体制で利用者のサービスに供している。

また、日本図書館協会、私立大学図書館協議会、九州地区大学図書館協議会、大分県大学図書館協議会に加盟し、総会・研究会等に積極的に参加している。これにより、図書館間の情報共有、職員の資質向上を図ることで、利用者へのサービス向上に努めている。

加えて、本学附属図書館は、国立情報学研究所(CSI)の協力を得て独自の機関リポジトリ（BUILD）を構築し、所属する研究者の学術データ（論文・図書等）や博士論文を電子的に集積・保存し、広く国内外へ発信している。また、これとは別に別府大学地域連携プログラム（BUNGO）という機関リポジトリを構築し、三浦梅園の「贅語」や大分県地方史研究会の機関誌など郷土の貴重な歴史資料の公開を行っている。

このような附属図書館の機能は、亀川キャンパスの情報ライブラリーにおいても共有し、利用可能である。

第14 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学部は、開設に合わせて新たに整備する本学部専用の亀川キャンパス及び既存学部がある石垣キャンパスの2校地で教育研究を行う。専門教育は亀川キャンパスで行い、教養科目は主に石垣キャンパスで行う計画である。亀川キャンパスの学生収容定員は本学部の320人、石垣キャンパスの学生収容定員は大学と短大を合わせて2,474人（定員削減完成年度（令和10年度）の収容定員は2,354人）である。

1 学生への配慮

1年次の主な教養科目は石垣キャンパスで開講する。これは教養科目の担当者が主に既設学部の基幹教員であることによるが、学生が履修する際は、一日の間に学生のキャンパス間の移動が生じないように、原則曜日ごとに同一キャンパスで履修可能な形で1年次の時間割を編成する【資料29】。

具体的には、1年次の教養科目を木曜日と金曜日に配置し、この2日は石垣キャンパスに通い、残りの3日は亀川キャンパスで専門科目を履修する形をとる。一部に本学部の基幹教員が担当する教養科目があるが、この科目は亀川キャンパスの通学日に同キャンパスで開講する。また、一部の教養科目は、オンライン又はオンデマンドでの履修を用意する。

2年次以降は、亀川キャンパスにおいて専門科目を履修するため、学生のキャンパス間の移動は原則として発生しなくなる。なお、2年次履修の教養科目が3科目あるが、すべてオンデマンド科目である。また、3年次履修の教養科目が1科目あるが、これは亀川キャンパスでの開講であり、学生の移動は必要ない。

2 基幹教員の配置と配慮

専門科目は亀川キャンパスで開講するため、本学部の基幹教員27名及び助手2名の研究室は亀川キャンパスの新校舎に配置する。

石垣キャンパスで開講する科目は教養科目であり、石垣キャンパスに研究室のある既設学部の基幹教員等が担当し、両キャンパスの基幹教員は、日常の授業においてキャンパス間の移動がないように時間割の設定に配慮をしている。なお、教養科目の一部は

亀川キャンパスで開講する設定であるが、その場合は前述のとおりオンデマンド授業を採り入れるなど、授業のための基幹教員の移動は最小限に留める。

亀川キャンパスの会議室には、オンライン会議に必要な AV 機器を整備する。各種委員会など学部を超えた会議は、本学部の教員が石垣キャンパスに移動して参加する場合もあるがこの会議室を利用してオンライン会議を開催することも可能である。

以上のとおり、石垣キャンパスに本学部の基幹教員を配置しないことについては、支障はない。

3 校地間移動への配慮

学生が亀川キャンパスと石垣キャンパスの間を移動する際は、主に JR の利用を想定している。

前述のとおり、亀川キャンパスは最寄駅である JR 亀川駅から徒歩 5 分の距離にあり、既存学部のある石垣キャンパスは JR 別府大学駅から徒歩約 10 分の距離にある。JR 亀川駅と JR 別府大学駅の列車移動の所要時間は約 3 分（走行距離 2.1 キロメートル）である。このため、亀川キャンパスから石垣キャンパスは約 20 分で移動できる。また、石垣キャンパスと亀川キャンパスの距離は、直線で約 2 キロ（通常の道路移動で約 2.8 キロ）あり、車だと約 10 分、公共バスだと約 17 分、徒歩だと約 35 分で移動できる。以上のことから、学生や教員がキャンパス間を移動するのに、大きな支障は生じないと考えている。

なお、亀川キャンパスから石垣キャンパスへは、希望する学生が多い場合は、放課後に移動用のバスの運行を検討し、本学部の学生が石垣キャンパスのサークルや研究会活動に参加し、他学部学生との交流ができるように配慮する。

4 施設設備等の配慮

施設設備等について、本学部の学生及び教職員が石垣キャンパスの講義室、演習室、メディアホール、図書館、体育館、剣道場、柔道場などを利用することは可能であり、教育研究等に十分対応できると考えている。また、「第 13 施設、設備等の整備計画」で述べたとおり、亀川キャンパスと石垣キャンパスは専用のネットワーク回線で結ばれるため、オンデマンドやオンラインによる授業や会議がいつでも可能である。また、ネットワーク回線を通じて学務システムや図書館検索システムを共通化することにより、両キャンパスの教職員が学生情報、教学情報、図書情報等を活用できるようにする。

第 15 管理運営

1 教学面における管理運営の体制

本学は、学長のもと学長補佐、学部長、事務局長等を配置し、大学全般に関する大学改革や特に全学的重要事項を審議する大学改革推進会議、全学的重要事項を審議する大学企画運営会議、学部の円滑な運営を図るための学部企画運営会議、教学に関する重要事項を審議する学部教授会、大学院研究科委員会、その他各種委員会等を設置して管理運営を行っている。

大学改革推進会議は、学長、学部長、学長補佐、事務局長及び事務部長で構成し、毎月 1 回定例で、学長が招集し、大学改革に関する重要事項について企画、審議し、必要な措置を講じている。

大学企画運営会議は、学長、学部長、研究科長、学長補佐、学科長、図書館長及び事務局の局長、部長で構成し、毎月 1 回定例で、学長が招集し、主に次の重要事項について企画、審議している。

- ①教育研究の基本的な目標、計画、組織等に関すること
- ②学則その他の教育研究に係る規程の制定又は改廃に関すること

- ③教員の資格審査の基準に関する事
- ④教育課程の編成・実施に関する方針に関する事
- ⑤入学者の受け入れ、課程の修了、卒業及び学位授与の方針に関する事
- ⑥学生の補導厚生及び賞罰の方針に関する事 等

学部教授会は、毎月1回定例で学部長が招集し、開催されるほか、審議の内容によって臨時に開催する。構成員は、学部所属する専任の教授、准教授、講師、助教であり、議長は学部長が務める。

本学部の教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了
- ②学位の授与
- ③前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要な事項として学長が定めるもの

前①～③に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する事項(概ね次に例示するもの)について審議し、及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。

- ①教育及び研究に関する事項
- ②教育課程に関する事項
- ③学生の成績評価に関する事項
- ④退学・休学・復学等学生の身分に関する事項
- ⑤学生の補導厚生及び賞罰に関する事項
- ⑥その他、学部の運営に必要な事項

2 本学の教授会以外の教学面の運営に関する委員会

本学の教授会以外の教学面の運営については、教務委員会、教養教育委員会、学生委員会、就職委員会、入学試験委員会、教職課程等の各種課程委員会、FD委員会、IRセンター運営委員会、全学教育カリキュラム検討委員会、数理・データサイエンス教育推進委員会、図書館運営委員会、留学生委員会等で審議され、その審議事項は各委員会から必要に応じ、学長、学部長・研究科長に報告され、学部企画運営会議・大学院研究科委員会で審議され、場合によっては、大学企画運営会議、学部教授会で審議され、最終的に学長が意思決定を行う。

主要な委員会での主な審議事項等を具体的に列挙すると次のとおりである。

- ①教務委員会：教育課程、授業計画、試験、卒業、学籍、その他教務に関する事
- ②教養教育委員会：教養教育の授業科目の整備、その他教養教育に関する事
- ③学生委員会：オリエンテーション、修学指導、課外教育、適応相談、学寮、奨学、厚生福祉、保健、学生の賞罰、保護者懇談会、その他学生の厚生補導に関する事
- ④就職委員会：学生の就職指導及び対策、就職情報の収集・提供、就職関係機関等との連絡調整、その他学生の就職活動の支援に関する事。
- ⑤入学試験委員会：入学試験の要項、入学試験の実施要領、入学試験の実施、その他入学試験に関する事
- ⑥教職課程委員会：教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、教職課程の授業科目の整備及び設備の充実、教育実習の計画及び実施、教職課程の自己点検・評価、その他教職課程に関する事。
- ⑦FD委員会：授業内容・授業方法等の自己点検と改善、カリキュラム、シラバスの改善、ティーチング・ポートフォリオによる好事例に基づく教育改善、授業の公開、学生による評価、試験の実施と成績評価の改善、FD活動に係わる公開、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質の向上、その他FD・SDの推進に関する事。

- ⑧IR センター運営委員会：戦略的運営の意思決定、推進及び改善に資するデータ及び情報の分析、学内外のデータ及び情報の収集及び管理、本学の活動の点検・評価等に資するデータ及び情報の提供、その他大学に係るデータ及び情報の収集、管理、分析等に関し必要な事項、センター運営の基本方針、その他センターの業務遂行に必要な事項に関する事
- ⑨数理・データサイエンス教育推進委員会：データを活用し社会の課題を発見・解決できる人材を育成するための数理・データサイエンス・AI 教育のプログラムの構成・内容・サポート体制、数理・データサイエンス・AI 教育に関するプログラムの推進、数理・データサイエンス・AI 教育に関するプログラムの点検・評価、数理・データサイエンス・AI 教育に関するプログラムの改善・進化、その他数理・データサイエンス・AI 教育に関する事等を審議する。
- ⑩全学教育カリキュラム検討委員会：大学及び短期大学部の分野・学部等横断的教育に関する事項について企画、審議する。

これらの全学の各種委員会へは、本学部の教員として分担して参加する。

3 本学部の運営組織

本学の運営体制に加えて、本学部の運営組織として、次の委員会等を本学部長のもとに設置し、必要に応じ、企画運営会議又は教授会に上申し、審議等を行う。

- ①企画運営会議：本学部の円滑な運営を図るため、運営に必要な事項を審議する。
- ②教授会：本学部の学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、そのほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要な事項として学長が定めるものについて、審議する。
- ③教務委員会：教育課程及びその履修に関する事、学生の単位取得に関する事、時間割に関する事、科目担当教員との調整に関する事、その他本学教務委員会からの指示に関する事について審議する。
- ④学生支援委員会：学生の自治活動は、自立性の確立、社会性の養成など人間形成を図るうえで重要であるという基本的な姿勢に基づき、学生が抱いている大学生活（サークル、授業、催事、施設設備など）についての様々な要望や考えを主張・交渉し、実現していけるように自治会活動を含め、学生の福利厚生面の支援について審議する。
- ⑤実習委員会：臨地実習要項の作成に関する事項、年間臨地実習計画表の作成に関する事項、臨地実習施設と本学部合同会議の企画・運営に関する事項、学生の実習中における事故発生の予防と事故発生時の対応に関する事項、臨地実習における学生の移動手段に関する事項、学生の小児感染症ワクチン及び HBV ワクチン接種に関する事項（保健室と連携）について審議する。
- ⑥図書委員会：図書（雑誌含む）・視覚教材購入希望取りまとめ、デジタル教科書等契約更新・管理、専門雑誌の今後の購入管理等を担う。
- ⑦国家試験対策委員会：看護師国家試験および保健師国家試験に関する事項を審議し、その対策を講じる
- ⑧就職支援委員会：看護師のキャリア形成に伴う情報から、就職活動に関する情報を収集し、各学年に応じた就職活動支援計画書に基づき、就職活動を支援する。
- ⑨FD 委員会：本学の FD 委員会に準拠した活動、学部独自の研修会の企画・運営・評価を実施する。
- ⑩研究倫理委員会：本学部に所属する教員及び学生が行う人間を対象とした看護学等の教育・研究およびその臨床応用が、科学的合理性および倫理的妥当性に基づいて行われることを関連する倫理指針等の趣旨に照らして検討し審査する。
- ⑪紀要編集委員会：年間スケジュールの作成、査読者の選定と査読ガイドラインに基づく査読依頼、論文の内容と構成を吟味し、査読意見をもとに本誌への掲載可能性につ

いて判断、査読意見と共に回答文書を作成し投稿者への査読結果の送付、修正原稿の再査読依頼、校正を含む編集作業と発行、必要時、投稿規定の改訂を行う。
また、学部会（教職員全員参加）を設けて、学部内の課題・懸案事項等の調整を図る。

第16 自己点検・評価

1 自己点検・評価の実施方法、実施体制、評価項目等

本学は、学則第2条に「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めるとともに、別府大学大学企画運営会議規程第2条七において「教育研究について行う自己点検・評価及び第三者評価に関すること」について、大学企画運営会議が全学的な視点から企画、審議し、学内の各部局を連絡調整する責任を負うことを定めている。

また、「別府大学・別府大学短期大学部 IR センター規程」第2条で、「全学的な立場から、大学に係る様々なデータ及び情報の収集、管理、分析等を行い、別府大学・別府大学短期大学部の戦略的運営の意思決定、推進及び改善を支援すること」を目的とすると定め、各部署からの報告や調査結果の収集、分析、自己点検評価のためのデータ分析等を実施し、これらを大学企画運営会議に報告・提案等を行っている。

大学企画運営会議では以下のような内部質保証のための自己点検・評価および改善・改革プランの策定を担っている。

1) 第3期中期計画に基づく自己点検・評価

「第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）」の大学・短大の計画では、8つの強化策として、①教育力の強化、②学生支援力の強化、③就職力の強化、④研究力の強化、⑤地域力の強化、⑥募集力の強化、⑦マネジメント力の強化、⑧持続可能な社会への貢献、を掲げている。大学企画運営会議はこの計画の実施責任組織として、中期計画及び年度計画の進捗を管理し、各計画担当者である学科・委員会・センター等に取り組みの進行を督励し、実施結果の評価を行う。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

平成30（2018）年度後期に整備したアセスメント・ポリシー【資料32】は、「DP及びCPに基づき、厳格で客観的・公正な成績評価を行ない、かつ、成績評価を含めた複数の方法で学生の学修到達状況を多角的・総合的に評価することによって、教育の質の向上及び教育の質の保証を行う」ことを目的としている。同ポリシーに基づく自己点検・評価の調査、アンケート、取りまとめ、評価、改善プランの作成、報告書の作成については、大学企画運営会議が中心となって調整を行う。

【資料32】別府大学アセスメント・ポリシー

3) 学長諮問会議による外部評価

年1回以上開催する学長諮問会議では、本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項やその他本学の運営に関する事項について外部評価員が助言を行うことを定めている。大学企画運営会議はその助言に基づき、大学運営の改善を行う。

4) 3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議では、3つのポリシーを踏まえた大学の取組に関する適切性について第一のステークホルダーである学生の視点から点検・評価を行う。学生からの意見は、大学企画運営会議で報告し、改善に取り組む。

5) 大学機関別認証評価

7年毎の認証評価においては、大学企画運営会議のもとに自己点検・評価ワーキンググループを設置し、基準に基づき自己点検を行い、大学企画運営会議を中心に改善等を実施し、「公益財団法人日本高等教育評価機構」の受審を受けることとしている。また、受審後も大学企画運営会議を中心に所要の対応を行うこととしている。

直近では、令和元年度に同機構の認証評価を受け、「評価基準に適合している」との判定を受け、「改善を要する点」についても令和4年7月に「改善報告書」を提出し、全ての改善が認められた。

次回の大学機関別認証評価は、令和8年度に同機構の認証評価を受審する計画である。

大学企画運営会議は、これまで認証評価や中期計画の年度ごとの自己点検・評価で実績を積み重ね、その体制は定着している。アセスメント・ポリシーを定め、同ポリシーに基づく評価を行い、その改善を毎年図っている。各学科で行うアセスメントの方法を改善し、大学全体としての自己点検・評価に繋げていくため、アセスメント実施計画を策定し、大学企画運営会議の中にアセスメントについて調整を行う体制を定着させている。

2 自己点検・評価の結果の活用・公表

別府大学学則第2条の2に「本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。」と定めている。学則に則り、本学では自主的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学で共有し、本学ホームページ上で社会に公表している。

1) 中期計画に基づく自己点検・評価の結果の活用・公表

本学は、令和4(2022)年4月からの5ヶ年計画「第3期中期計画」において、中期計画に基づいたPDCAサイクルによって改善・改革を着実に進めていく体制を整備している。中期計画では、本学の使命（ミッション）と目標・大学像（ビジョン）、それを実現するための重点目標を掲げ、重点目標達成のための年度ごとの「事業計画」に対して、年度の終わりに「事業計画に対する取組内容」をまとめ、「達成状況および判断理由」として4段階の評価とその判断理由を記し、その結果を翌年度の「事業計画」に反映している。

年度ごとの評価や次年度の「事業計画」等は教授会で配布し、全学で共有し、本学ホームページ上で公表している。

また、これらに合わせて、各学科・課程、各種委員会・センターも目標を定めて毎年の「活動計画」を立て、年度末には「活動報告」をまとめ、「達成状況」を自己評価し、教授会で配布し、全学で共有している。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価の結果の活用・公表

アセスメント・ポリシーでは学修成果（到達目標）の達成度評価を、DP及びCPに基づく厳格で客観的・公正な成績評価に加え、以下の6つの基準から選択した複数の方法により多角的・総合的に評価することとしている。

- ①ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」
- ②口頭試問での「教員による評価」
- ③まとめ試験による「客観評価Ⅰ」
- ④アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」
- ⑤卒業生調査による「卒後評価」
- ⑥地元社会・産業界からの「外部評価」

評価は毎年行われ、結果をもとに各学科で行った自己評価と改善プランを大学企画

運営会議で取りまとめ、全学に周知し、改善に取り組みを実施している。アセスメントの結果は報告書としてまとめ、全学で共有し、本学ホームページ上で公表している。

3) 学長諮問会議による外部評価の結果の活用・公表

本学では学長諮問会議規程第3条で、

①本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項

②その他本学の運営に関する事項

について学長諮問会議で審議し、学長に助言を行うことを定めている。年1回以上開催する学長諮問会議では、自治体や教育界、企業などから外部評価員を招き、本学の大学運営に関して忌憚のない意見を述べてもらうことにより、外部からの評価を受ける。会議の内容は大学企画運営会議で議事録として共有され、大学全体の改善に活用し、ホームページ上で公表している。

4) 3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議の結果の活用・公表

学生との点検・評価会議では、大学の取組や学修環境などについて、学生の視点から評価を受けることで、改善のために活用している。議事録は、教授会で配布、学生には学生ポータルサイトで開示し、また、ホームページ上で公表し、全学で共有している。

5) 大学機関別認証評価の結果の活用・公表

(公財)日本高等教育評価機構による認証評価に向け、点検・評価は認証評価の基準にもとづいてデータ等の資料を整理し、自己点検・評価を毎年行っている。認証評価の自己点検・評価の際は、大学企画運営会議に設置した自己点検評価ワーキンググループで、基準に基づき自己点検・評価を行う。自己点検の過程で、本学の満たされていない点について大学企画運営会議を中心に、大学全体で改善を行っている。認証評価の自己点検・評価書、評価報告書および認証評価結果に対する改善報告書は、本学ホームページ上で公開している。

第17 情報の公表

1 情報公表の方針、内容、方法等

教育研究活動等の状況に関しては、積極的に本学ホームページ上で公表することとしている。

公表内容については、寄附行為、学則その他学校教育法や学校教育法施行規則等で定めのある情報の公表を行い、その他各種アンケート調査の内容やその結果等についても個人情報保護に気をつけながら可能な限りホームページ上で公表することとし、最新の情報を掲載することとしている。

2 主な公開情報の内容

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

①大学、学部、学科、研究科毎の教育研究上の目的

②学科、研究科毎の3つのポリシー

イ 教育研究上の基本組織に関すること

①学部、学科、研究科の名称

②入学定員、収容定員

- ③学務の組織図
- ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ①教員組織内の役割分担
 - ②教員数と教員 1 人当たり学生数
 - ③教員組織
 - ④専任教員と非常勤教員の比率
 - ⑤各教員が有する学位及び業績
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ①入学者受入方針
 - ②収容定員、入学者数、編入学者数、在学者数、地元地域及びその他地域からの学生の受入状況
 - ③留学生数、海外派遣学生数
 - ④退学・除籍者数
 - ⑤卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
 - ⑥学位授与者数、卒業（修了）率
 - ⑦就職先の情報
 - ⑧免許・資格取得状況
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ①授業科目、授業の方法及び内容（シラバス）
 - ②年間の授業の計画
 - ③履修系統図（カリキュラムツリー、カリキュラムマップ）
 - ④履修モデル
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ①各学部の学科履修規程
 - ②学位規程
 - ③各学科の必修・選択・自由科目別の卒業必要取得単位数
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ①校地・校舎等の施設
 - ②校舎等の耐震化の状況
 - ③キャンパスマップ
 - ④交通アクセス
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ①学部、研究科毎の入学料、授業料、施設使用料、教育研究料、その他必要な費用
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - ①学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ②学生生活全般の支援
 - ③学生生活の相談窓口
 - ④キャリア支援・相談窓口
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）
 - ①教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ②学則等各種規程

- ③設置届出書
- ④設置計画履行状況等報告書
- ⑤自己点検・評価報告書
- ⑥認証評価の結果
- ⑦その他：数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定関係
高等教育の修学支援新制度関係
ハラスメントの防止の取組関係 等
- ⑧学位論文に係る評価に当たっての基準

3 掲載ホームページのアドレス

上記2のア～サのアドレスは次のとおり

(<https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/>)

第18 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画

本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、FD 委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取り組みを行っている【資料33】。

本学部では、具体的には、以下のように考えている。

1) FD 委員会主催の「学生による授業評価アンケート」の実施

アンケートは授業の改善を目的としており、科目担当者が授業をより一層充実させるための資料として活用することを目的とする。オンラインで前期・後期の授業終了時に調査し、担当者別集計結果に基づき、教員から学生へのフィードバックとしてアンケート結果に対するコメント(教育活動自己評価)を作成し、公開(学生閲覧可)する。このことによって、教員はリフレクションと授業計画の改善という連鎖を循環させて、授業の質を高めていく。

【資料33】FD 委員会規程

2) 「学生FD」の実施

授業の改善や質的向上を目指すには、対象である学生の意見を尊重するという見解から、「学生FD」の参加者を全学年から募り、教職員との合同会議を毎年1回開催して、意見交換する。「学生FD」は各学部・各学年の代表者としての意見を述べる立場にあることを認識し、必要に応じて、当該学年の意見としての情報を収集するように努める。

3) 教育の実践報告の推進

授業の内容及び方法の改善を図るためには、インストラクショナルデザインの最も基本的な「ADDIE モデル」のプロセス(分析:Analysis、設計:Design、開発:Development、実施:Implementation、評価:Evaluation)が重要である。教育活動を妥当に評価するためには、エビデンスが必要である。したがって、授業には意図的(研究的)に取り組み、その結果を実践報告として論文にまとめ、紀要に投稿することを推進する。このことにより、学内外の看護系教員の教育実践の向上に寄与することができる。

2 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組

本学では令和2年に「別府大学・別府大学短期大学部における人材育成の目標・方針及び教職員に求める能力」【資料34】を制定し、教育研究活動等の適切かつ効果的な大学運営を図るために必要な知識及び技能を身につけ能力及び資質を向上させるための研修を実施することとしている。

スタッフデベロップメント（以下「SD」）研修については、SD委員会において、その年度の研修の実施方針や計画について協議し、実施している。

学内においては、FD委員会が主体となって毎年8～10回のFD研修会を開催しているが、そこでの内容は関係する事務職員も参加して共有すべきものであることから、これをSD研修としても位置付けて、積極的に参加を促している。

令和5年度は、研究倫理コンプライアンスや合理的配慮、キャリア教育のいずれかの研修に、ほぼ全員が参加した。

また、事務職員のみが参加する研修では、学内では、法人事務局総務課が主催する新採用教職員を対象としたマナーアップ研修会や中堅職員を対象とした課長相当職研修に対象となるほぼ全員が参加した。

学外ではこの数年、コロナ禍の影響で、研修会はオンラインでの開催が主だったが、令和5年度より、従来の形式に戻りつつあり、日本私立大学協会が主催する各種研修会（Web開催）に担当職員が参加して知識や技能を含めた資質の向上を図っている。また、大分県私立大学・短期大学協会主催の研修会や県内の大学コンソーシアムの研修、各種セミナー等にも参加している。

本学では、毎年10月に個人調書の作成を事務職員に課している。その目的は人事管理やより良い職場づくりのためであるが、その際に調書とは別に各自の職務や職場環境等について、自由に意見を申告できる制度を設けており、各人の業務改善の意識向上に、及び職場環境の改善等出された意見について改善に努めている。

なお、令和5年度に課長相当職の職員に参加希望者を募り、その内の1名が文部科学省教育関係共同拠点として国立大学が開講している「大学経営基礎講座」を受講し、大学職員に求められる基礎的・共通的な専門知識・技術を身につけている。

【資料34】別府大学・別府大学短期大学部における人材育成の目標・方針及び教職員に求める能力

本学部では、全学共通のFD/SD研修会や法人全体での研修会等に積極的に参加し、その能力の向上等を図るとともに本学部主催で次の研修会を企画する。

テーマ：看護教育とインストラクショナルデザイン（ID）

目的：教育や研修の効果・効率・魅力を高め、学習者の主体的な学びを設計するインストラクショナルデザイン（ID）について、基礎から学び、看護教育での事例学習を通して、理論やモデル、手法について理解を深め、各自活用できるようになることを目的とする。

開催時期：年1回の開催として、継続的発展的研修会となるように企画・運営を行う。

内容：初回は、IDを日本に広めた第一人者に講演を依頼する。その後は、IDに造詣が深い本学部教員の研究を事例として、様々な教育課題の解決に向けたワークショップを行う。

対象者：本学部教員、臨地実習指導者

第19 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1 社会的・職業的自立に関する取組

1) 教育課程内の取組について

キャリア教育は就職に特化した教育ではなく、学生が成長し自立するための全ての教育である。したがって、初年次教育から始まり、教養・専門のすべての教育課程がキャリア教育の一環である。キャリア教育科目と他の科目が連動し、学生の人間力の成長につなげ、自ら思考し進路決定ができる学生を育てる計画である。

キャリア教育科目としては、必修科目の「基盤ゼミ導入演習」「基盤ゼミ発展演習」、そして選択科目の「キャリア教育Ⅰ」を開講する。

「基盤ゼミ導入演習」は1年前期に開講し、専門分野（看護学）の学習の準備段階に当たり、大学で学ぶためのアカデミックスキルやチーム力を身につけるとともに、看護学の学修の動機づけを高めることを目標としている。グループごとに関心のある看護の課題について探求したいテーマを決定し、文献検討あるいは調査を行い、学修成果のプレゼンテーションおよび全体討議を行う演習を通して学生は、大学で学ぶということの意義や自己の目指すキャリアを考える機会となる。

同時期に開講する「キャリア教育Ⅰ」では、学生生活と卒業後の自分を考えさせ、学ぶ目的意識を持たせることを通じて、キャリア形成を行う基礎を培う。

「基盤ゼミ発展演習」は3年前期に開講し、看護や看護職に対する評価を客観的に受け止めて、看護職としての自己の将来像に関するビジョンを明確にすることが狙いである。看護職に対する社会的評価、看護師不足の動向、看護職が抱く倫理的課題、ワークライフバランスと多様な働き方等、今日の課題について広く調べ、自己実現とともに看護の発展に寄与することを念頭に、自己のキャリアデザインを主体的に描くことを目指す。

2) 教育課程外の取組について

本学の教育では、「大学は、大学という中で完結する組織ではない。大学の教育は、地域の力によって支えられ、大学は地域に貢献することによって地域にお返しをするという相互関係で成り立っている。学生の成長の中で、地域社会の人々とのかわり合いは、コミュニケーション力、人間力の向上に大きく役立っている。」という考えが基盤にある。

温泉観光国際都市である別府という土地柄は、多様な人々が交差する場所であるとともに、「共同湯」が地域社会を象徴するローカルとグローバルが混在する町である。このような町を舞台とする活動は、学生をグローバルすなわち、密接な地域社会から世界をみることが出来る人材を育てる絶好の環境といえる。このような地域性を活かし、ボランティア活動（豪雨災害復興支援ボランティア、地域の共同温泉の清掃活動、小学校の放課後学習支援等）を実施している。こうした経験をすることが学生を大きく成長させ、社会に貢献できる高い能力をもった学生を育て、それが学生の社会的自立(就職)というかたちで結実すると考えている。

本学部も、既存学部と同様の活動を行う。

3) 体制の整備について

(1) 社会的・職業的自立に関する本学の体制

① キャリア支援センター

就職・進学・その他の進路に関する相談、就職活動や公務員試験・教員採用試験等の情報提供の場として石垣キャンパスの「キャリア支援センター」を常時開放しており、全ての学生が利用できるようにしている。亀川キャンパスでは、本学部の既設教室棟1階に「進路指導室」を設置し、進路先の情報収集及び、進路相談、面接練習等に応じられる環境を整備し、学生が時間内であればいつでも利用できるように開放しておく。

石垣キャンパスでは、進路に関する学生たちの相談に応えられるようキャリアコンサルタントの資格を持った教員・職員や金融機関のOB等、経験豊富なスタッフを配置しており、個別相談では、進路に関する様々な悩み相談、履歴書・エントリーシートの添削、面接練習などを行っている。

また、年間を通して、就活ガイダンス、就職試験対策講座や公務員受験講座・模擬試験などのセミナーやイベントを開催している。

○主な開催セミナー・イベント

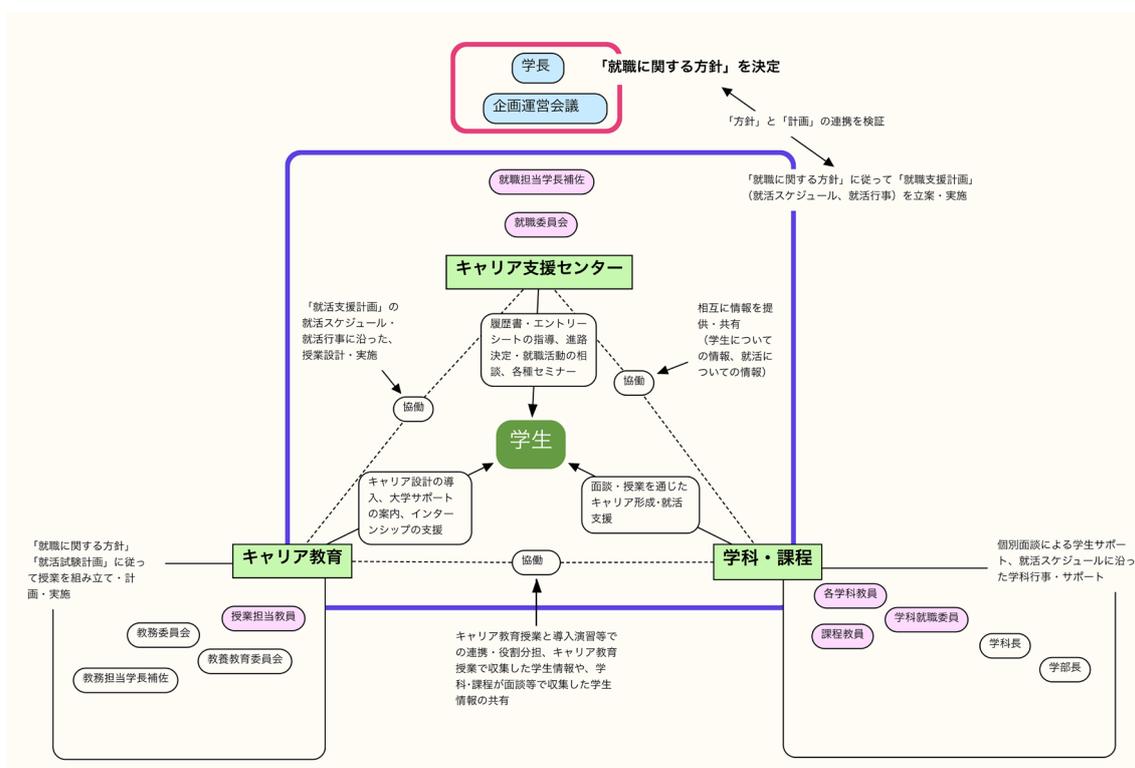
公務員試験対策講座、就職オリエンテーション、就活準備フェア、メイクアップ講座、スーツ着こなし講座、就活写真撮影会、履歴書・エントリーシート書き方講座、グループディスカッション対策講座、個人面接対策講座、SPI（適性検査）対策講座、SCOA（総合適性検査）対策講座、時事問題対策講座、常識問題対策講座、就職相談会

②就職委員会

各人の進路は、学生生活で受けた大学の教育を土台にし、個々人の人間形成と目標に向う努力、自己の技能・適性・学力・職業観・人生観等が統合されて決まるものである。単なる就活支援や進路指導ではない、総合的な支援が必要なことから「キャリア支援センター」、「各学科・各課程の教員」、「キャリア教育・インターンシップの授業」、「学生課」それぞれが連携し、学生の進路決定に対する支援を行っている。

就職担当の学長補佐が委員長を務め、キャリア支援センターのスタッフ、各学科・各課程の教員、キャリア教育・インターンシップの授業担当の教員、学生課の職員からなる就職委員会を組織している。毎月定期的に会議を開催し、支援方針の決定、学生の進路・就活に関する情報の共有を行っている。

これらの社会的・職業的自立に関する本学の体制を【図1】に示す。



【図1】社会的・職業的自立に関する本学の体制

(2) 社会的・職業的自立に関する本学部の体制

本学部では、大学の体制に加えて独自に、就職支援委員会の委員、学年アドバイザーが、学生の個別のニーズに応じて対応できる体制を構築する。

また、大分県では、県主催の中小規模の医療保健施設による就職説明会、ナースセンター主催の就職説明会が実施されており、大学内で開催することも可能である。そこで、亀川キャンパスの体育館を使用して、3年生対象に一斉の就職説明会を実施する。参加施設は、大分県を介して募集する計画である。